

# 弘前市障がい者計画

---

平成 28 年度—平成 32 年度

平成 28 年 3 月

弘 前 市



# 目 次

## 第1章 総 論

第1節 計画の基本的な考え方	1
第1 計画策定までの経緯	1
第2 計画の位置付け	3
第3 計画の基本理念（めざす姿）	4
第4 計画の目標	4
第5 計画の性格	6
第6 計画の期間	7
第7 計画の推進	8

第2節 障がい者の状況	9
第1 身体障がい者の状況	9
第2 知的障がい者の状況	11
第3 精神障がい者の状況	12
第4 発達障がい者の状況	13
第5 難病患者等の状況	14

## 第2章 各 論

<体系図>	17
重点事項 障がい児支援の充実	19

第1節 保健・医療の充実 .....	25
第1 障がいの予防 .....	26
第2 早期発見、療育体制の充実 .....	27
第3 医療・リハビリテーションの充実 .....	28
第4 精神保健福祉施策の充実 .....	29
第2節 福祉サービスの充実 .....	31
第1 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援 .....	32
第2 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実現 ..	33
第3 障がい者の生活を地域全体で支えるシステムの実現 .....	35
第4 障がい児支援の提供体制の確保 .....	36
第3節 教育の充実 .....	39
第1 特別支援教育の充実 .....	40
第2 共生社会に向けた教育基盤の確立 .....	41
第3 社会教育の充実 .....	42
第4節 雇用・就労の促進 .....	43
第1 雇用の促進 .....	44
第2 障がい者の就労支援 .....	44
第5節 生活環境の整備 .....	47
第1 公共空間等の整備 .....	48
第2 住宅環境の整備 .....	49
第3 防犯・防災対策の充実 .....	50

第6節 啓発・広報の充実	51
第1 啓発・広報活動の推進	52
第2 ボランティアの人材確保と活動への参加促進	53
第3 障がい者の差別の解消及び権利擁護の推進	54
第4 情報バリアフリー化の推進	55

第7節 スポーツ・文化活動への参加促進	57
第1 スポーツ活動の充実	58
第2 レクリエーション、文化活動への参加促進	58

### 第3章 施策・事業集

第1節 保健・医療の充実	61
第2節 福祉サービスの充実	63
第3節 教育の充実	68
第4節 雇用・就労の促進	70
第5節 生活環境の整備	72
第6節 啓発・広報の充実	74
第7節 スポーツ・文化活動への参加促進	77

### ＜参考資料＞

弘前市障がい者計画策定経過	81
弘前市地域自立支援協議会障がい者計画策定部会設置要綱	82
弘前市地域自立支援協議会障がい者計画策定部会委員名簿	84



# 第1章 総論



## 第1節 計画の基本的な考え方

### 第1 計画策定までの経緯

国においては、昭和 56 年の国際障害者年を契機に障がいのある人（障がい児を含む。以下「障がい者」という。）に対する理解が次第に高まり、平成 5 年に心身障害者対策基本法を抜本的に改めた障害者基本法を制定し、平成 7 年には障害者プラン（ノーマライゼーションアカ年戦略）を策定。従来の身体障がい者、知的障がい者に精神障がい者や難病患者等を加えた新たな枠組みを設定しました。

平成 14 年には新障害者プランが策定され、障がい者の生涯のあらゆる段階における全人間的復権を目指す「リハビリテーション」の理念と、障がいのある人も障がいのない人も共に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念に基づき、すべての人にとって「完全参加と平等」<sup>1</sup>が可能な社会を実現することを掲げ、平成 15 年に身体障がい者と知的障がい者に対し支援費制度を導入、平成 18 年には、障害福祉サービス等の支援体制の強化などを図る「障害者自立支援法」が施行されました。

その後、平成 23 年 8 月に障害者基本法が一部改正され、すべての国民が、障がいの有無に関わらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する目的規定の見直し、障がい者の定義の見直しや差別の禁止などが規定されました。

平成 24 年 10 月には、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等に障害者虐待の防止のための責務と虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者への通報義務を課した「障害者虐待防止法」が施行されました。

また、平成 25 年 4 月には、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るための「障害者優先調達推進法」、新たに難病患者もサービス受給の対象とし、『地域社会における共生の実現』を基本理念に掲げた「障害者総合支援法」が施行（一部は平成 26 年 4 月施行）されました。さらに、平成 25 年 6 月には差別の解消を推進し、すべての人が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、「障害者差別解消法」が公布されました。

そして、平成 25 年 9 月に、「障害者基本計画（第3次）」を策定し、障がい者が自らの能力を最大限發揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を示しました。こうした国内法等の整備を踏まえ、「障害者の権利に関する条約」が平成 26 年 1 月に批准されました。

<sup>1</sup> 完全参加と平等：ノーマライゼーションの理念を踏まえた「国際障害者年」（1981 年）の目標テーマ。障がい者がそれぞれの住んでいる社会において、社会生活と社会の発展に完全に参加できるようにすると同時に、社会の他の市民と同じ生活条件の獲得と社会的、経済的発展によって生み出された成果の平等な配分の実現を意味する。

一方、弘前市では、昭和54年・昭和55年に国の障害者福祉都市の指定を受けたほか、昭和57年に出された弘前市心身障害者対策協議会の答申に基づき各種の障がい者施策を展開しました。

また、平成10年には「弘前市障害者や高齢者にやさしいまちづくり事業総合基本計画」を策定し、道路その他の公共施設など都市基盤のバリアフリー化に努めてきました。

続いて、平成12年には「弘前市障害者計画」を策定し、「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」、「バリアフリー社会」の考え方に基づいた社会の実現を基本理念として掲げるとともに、保健・医療、福祉、教育、雇用などの分野における具体的な施策等を定めています。

また、平成14年には相馬村で、平成15年には岩木町でも障害者計画を策定しています。

市町村合併に伴う平成18年2月の新弘前市の誕生や、平成12年度以降における国等の障がい者施策の変更などを踏まえ、平成20年3月には、計画期間を平成20年度から27年度までの8年間とする本市における障がい者施策の基本的な指針となる「弘前市障害者計画」を策定しました。

そして、平成26年3月には、高齢者や障がい者をはじめとする、すべてのひとが自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境の整備を目指し、住民に身近な行政課題に、市が自主的かつ主体的に取り組むとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸問題に取り組むことを明記した、やさしい街「ひろさき」づくり計画を策定しました。

さらに、地方都市を取り巻く社会経済の状況の変化、急激に進む少子高齢化や人口減少、東日本大震災の発生など、大きく変化する社会経済環境に迅速に対応し、地域の持続的な成長・発展を実現するため、これまでの基本構想と「弘前市アクションプラン」に代わる地域づくりの新たな最上位計画として、新しい弘前市総合計画となる「弘前市経営計画」を策定し、「地域経営」という考え方で豊かな地域社会の実現を目指しています。

このような中、「弘前市障がい者計画後期計画」が平成27年度末をもって計画期間終了となること、それに加えて、障がい者に関する国内法の制定・改正等の情勢変化があり、障がい者計画に盛り込む必要があることなどから、これまでの計画の成果等を踏まえ、平成28年度からの新たな計画となる「弘前市障がい者計画」を策定することとしました。

## 第2 計画の位置付け

弘前市障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき策定するもので、当市における障がい者施策の基本的な指針として位置づけられ、保健・医療、福祉サービス、教育、雇用など次の7分野における現状と課題を整理し、障がい者の自立した生活と社会参加を促進するための施策の展開等を図っていくものです。

- (1) 保健・医療の充実
- (2) 福祉サービスの充実
- (3) 教育の充実
- (4) 雇用・就労の促進
- (5) 生活環境の整備
- (6) 啓発・広報の充実
- (7) スポーツ・文化活動への参加促進

さらに、弘前市経営計画で掲げる「弘前市の20年後の将来都市像（めざす姿）」である、

# 子どもたちの笑顔 あふれるまち 弘前

を実現するため、全ての子どもに発達に応じた適切な支援が必要である中で、特に、障がいのある子どもについては個々のニーズに応じた丁寧な支援が必要であるという認識に立ち「障がい児への支援」を重視していきます。

### 第3 計画の基本理念（めざす姿）

障がいのある人も障がいのない人も共に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の考え方、障がい者の生涯のあらゆる段階における全人間的復権を目指す「リハビリテーション」の考え方、さらには生活環境上の障壁を取り除く「バリアフリー社会」、誰もが利用しやすい社会の構築を目指す「ユニバーサルデザイン」の考え方に基づいた社会の実現を目標とし、

**市民だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを推進し、生きがいを持ち、自立して、豊かな生活を営むことができるまちづくり**

を目指します。

### 第4 計画の目標

#### (1) 障がい及び障がい者への理解の促進と共生社会の実現

障がい者に対する市民の理解は次第に高まりつつありますが、それでも、物理的な障壁や制度的な障壁、文化・情報面での障壁、心の障壁など、多くの障壁が厳然と存在しています。

このため、子どもの頃から障がい者との共生を進めるとともに、あらゆる機会を通じて啓発・広報の充実による障がい及び障がい者への理解の促進を図るとともに、障がいを理由とする差別の禁止や合理的配慮などの考えを広めて、障がいのある人も障がいのない人も共に生きる社会をつくることを目指します。

#### (2) 自立への支援と社会参加の促進及び相談支援体制の充実

障がい者の自立と社会参加を促進するため、障がいの早期発見や療育相談の体制整備、医療機関との連携、雇用・就労の促進など福祉的な側面からの支援の充実を図ります。

また、障がい者が各自の適性と能力を生かし、主体的に活動できる社会のシステムづくりのため、さまざまな方策を組み合わせ、その実現に努めます。

### (3) 障がい児に対する早期からの教育・相談・支援体制の充実及び共生社会に向けた教育基盤の確立

障がいの早期発見・早期教育により、心身のよりよい発達を促すことが可能となることから、就学前の幼児期の教育について、医療や福祉分野と密接に連携し、早期からの相談支援体制の充実を図ります。

また、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、障がいのある子どもも障がいのない子どもも合理的配慮のもと、できるだけ一緒に学習できる教育環境を構築するため、学校や関係機関と連携しながら仕組みづくりを進めます。さらに、共生社会の形成に向けてインクルーシブ教育システムの構築を着実に推進するため、その理念や取組を広く周知するとともに、障がいのある子どもへの適切な指導・支援を行えるよう教員に対する研修を実施し、教員の資質向上を図ります。

### (4) やさしいまちづくりの推進

障がい者が自立した生活を送るためには、生活のあらゆる場面で物理的な障壁のない生活環境を構築する必要があります。障壁のない生活基盤の整備はすべての人にとって利用しやすい社会であるとの視点に立ち、公共施設・道路等の整備・改善に努めるとともに、民間建築物等についても、高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）や青森県福祉のまちづくり条例、やさしい街「ひろさき」づくり計画に基づき整備の誘導を図ります。

また、障がい者の人権を尊重する心のバリアフリー化も併せて推進します。

### (5) 生涯の各段階に応じた施策の展開

障がいのある人も、障がいのない人と同様に社会の一員として社会経済活動全般に参加し、貢献できるような平等な機会が保障されなければなりません。

そのため、出生前から始まっている生涯のあらゆる段階で必要とされる保健・医療、福祉サービス、教育、雇用など幅広い分野の施策について、切れ目なく総合的に支援していきます。

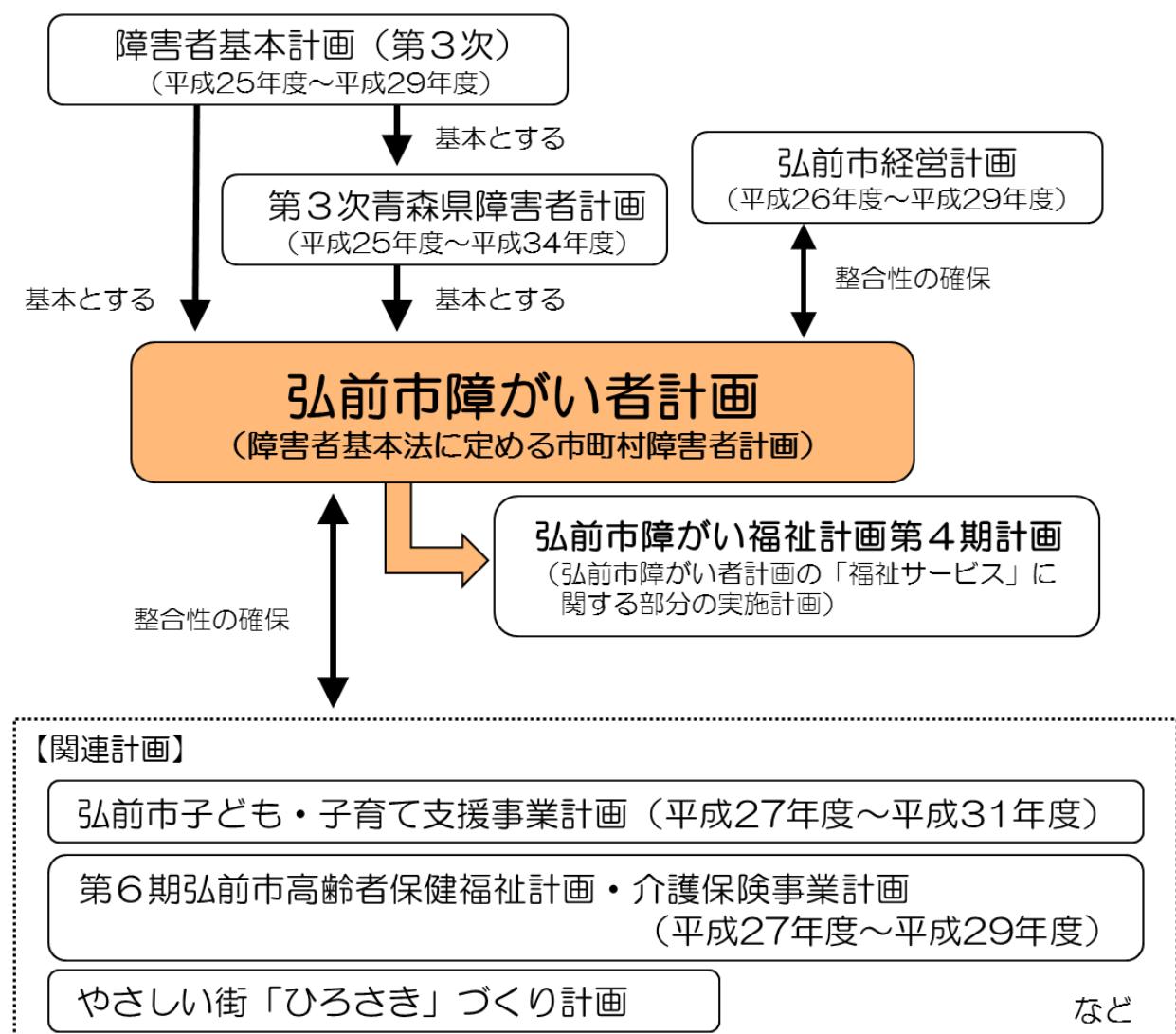
## 第5 計画の性格

### (1) 国及び県の計画との関係性

この計画は、国の「障害者基本計画（第3次）」及び県の「第3次青森県障害者計画」を基本とするものです。

### (2) 市の計画との関係性

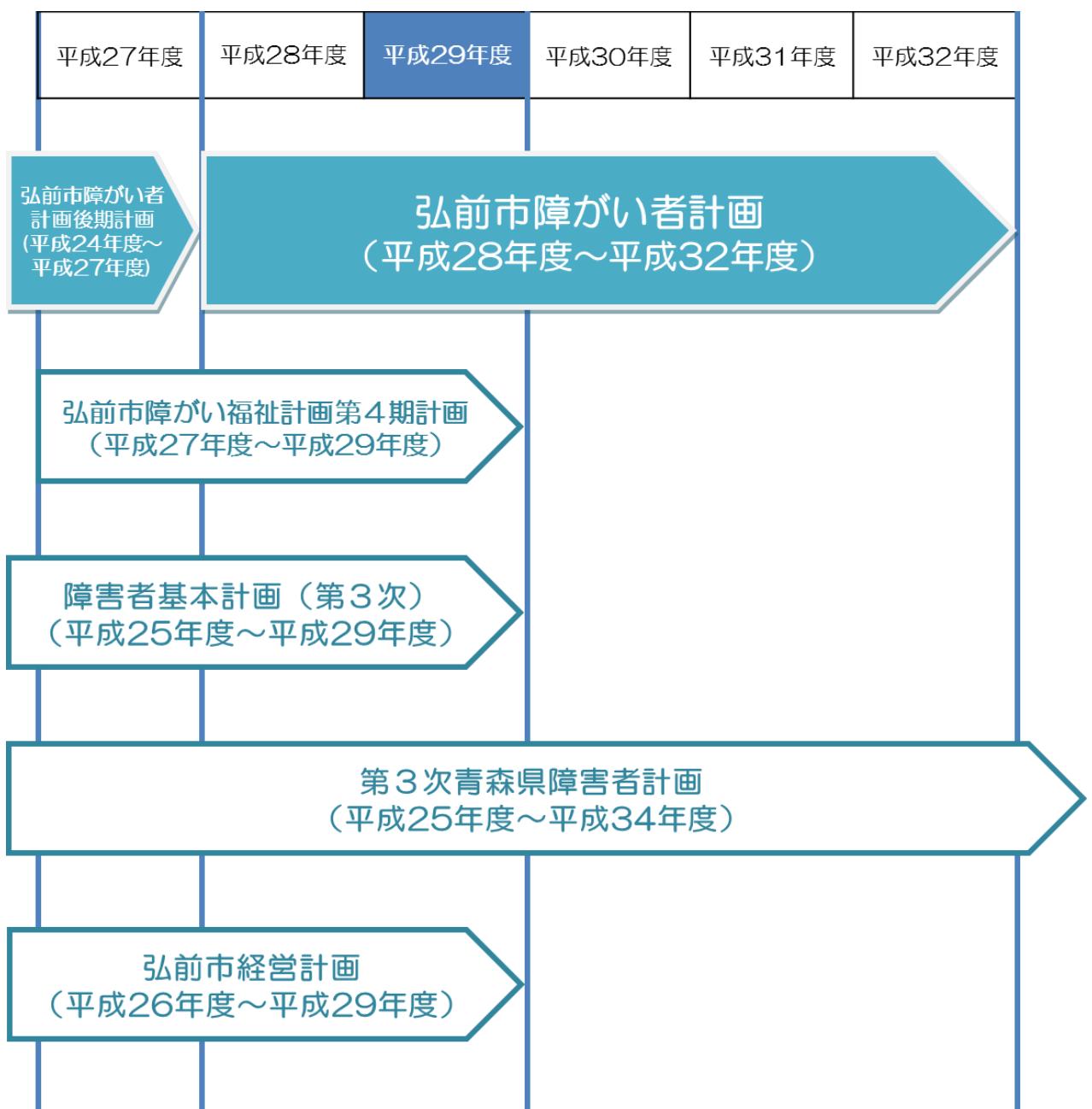
この計画は、平成26年度からスタートした「弘前市経営計画」及び平成26年度に策定された「弘前市子ども・子育て支援事業計画」、「第6期弘前市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「やさしい街「ひろさき」づくり計画」、その他の関連計画と整合性を図ります。



## 第6 計画の期間

この計画の期間は、平成28年度から32年度までの5年間とします。

なお、国及び県の障がい者施策の状況変化や社会情勢の変化にも柔軟に対応するため、平成29年度の計画目標の達成度を見ながら計画の見直しを行うこととします。

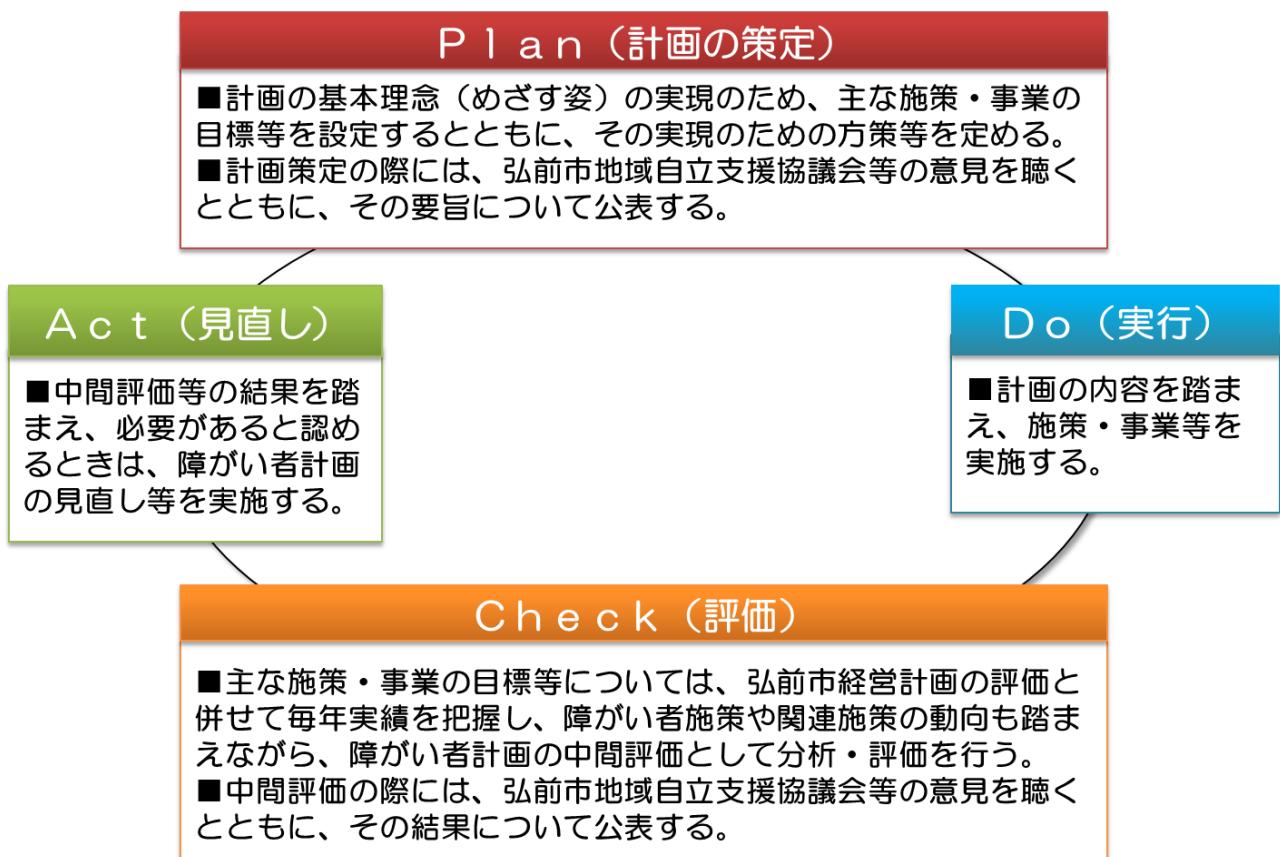


## 第7 計画の推進

本計画においては、経営計画と同様に、Plan（計画の策定）－Do（実行）－Check（評価）－Act（見直し）のPDCAサイクルの考え方により適切な進行管理に努めます。

また、この計画は、保健・医療、福祉サービス、教育、雇用など幅広い分野にわたっていることから、国・県の関係部局との連携・調整はもとより、市民や民間企業、福祉団体等の理解・協力を得ながら推進するものとします。

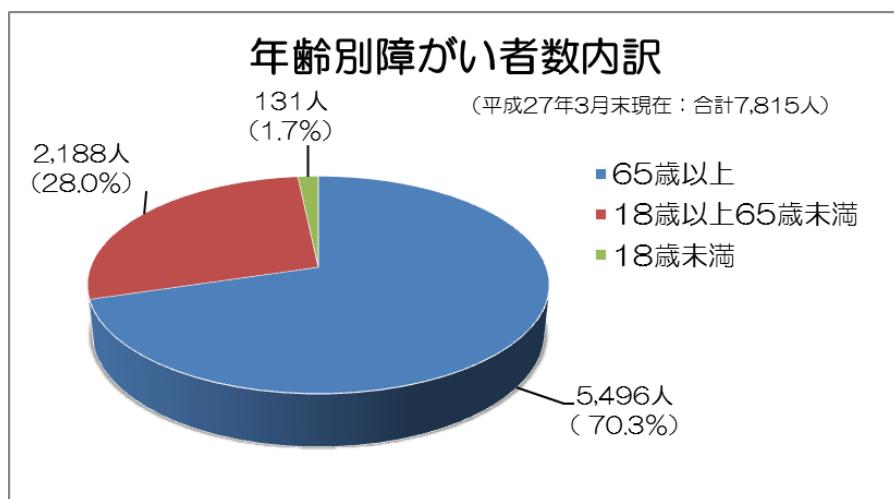
また、この計画に掲げられた施策の進捗状況等を定期的に検証するとともに、必要に応じ修正を加えるなど着実に計画の実行を図ります。



## 第2節 障がい者の状況

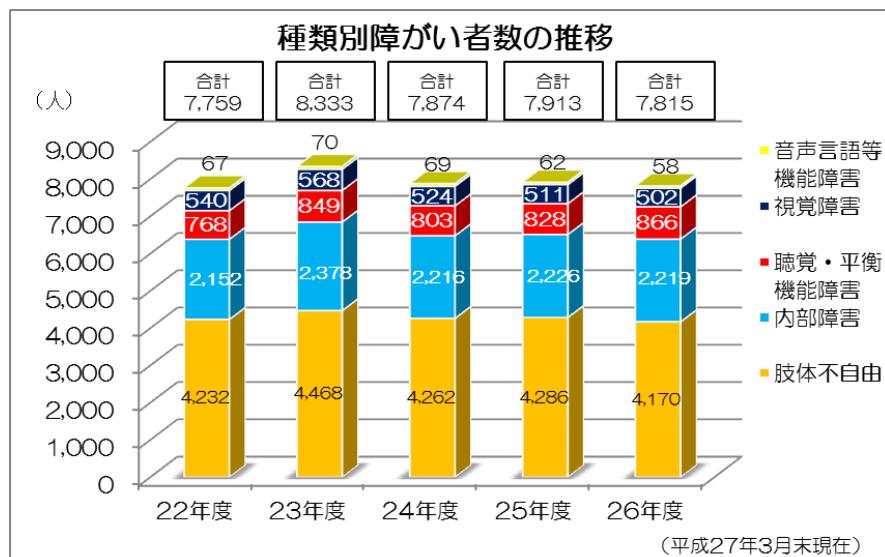
### 第1 身体障がい者の状況

身体障がい者の数（身体障害者手帳交付数）は、平成27年3月末現在7,815人であり、平成23年3月末との比較では、56人（0.7%）の増となっています。年齢別では、18歳未満が131人（1.7%）、18歳以上が7,684人（98.3%）となっており、特に65歳以上の高齢者が5,496人と全体の70.3%を占めています。

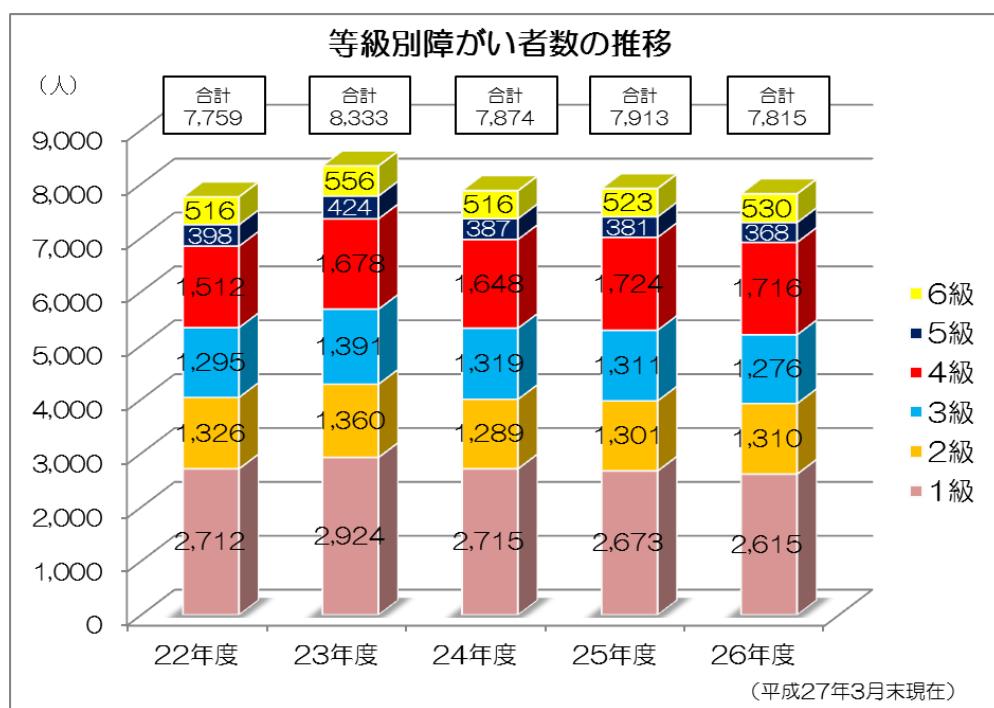
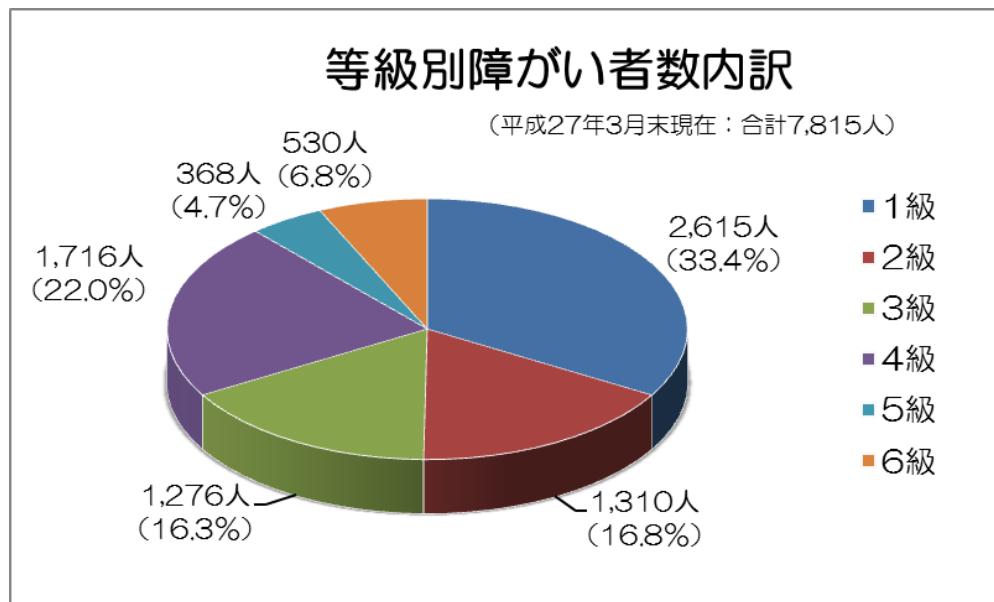


障がいの種類別では、「肢体不自由」が4,170人（53.4%）と最も多く、次いで「内部障がい」が2,219人（28.4%）、「聴覚障がい」が866人（11.1%）、「視覚障がい」が502人（6.4%）、「言語障がい」が58人（0.7%）となっています。

平成23年3月末との比較では、「内部障がい」が0.7%、「聴覚障がい」が1.2%の増となっている一方、減少率が高いのは「肢体不自由」の1.1%、次いで「視覚障がい」が0.6%、「言語障がい」の0.2%となっています。

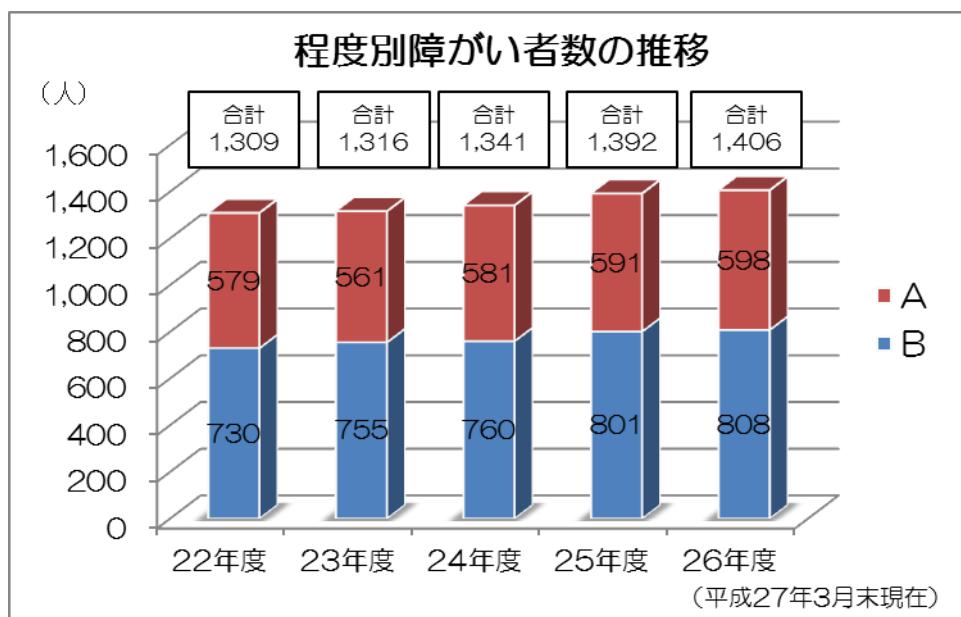


障がいの等級別では、「1級」が2,615人(33.4%)と最も多く、次いで「4級」の1,716人(22.0%)、「2級」の1,310人(16.8%)、「3級」の1,276人(16.3%)、「6級」の530人(6.8%)、「5級」の368人(4.7%)と続いています。平成23年3月末との比較では、「1級・2級」の重度身体障がい者は減少しているものの、「4級」の身体障がい者が増加しており、結果として総数が増っています。

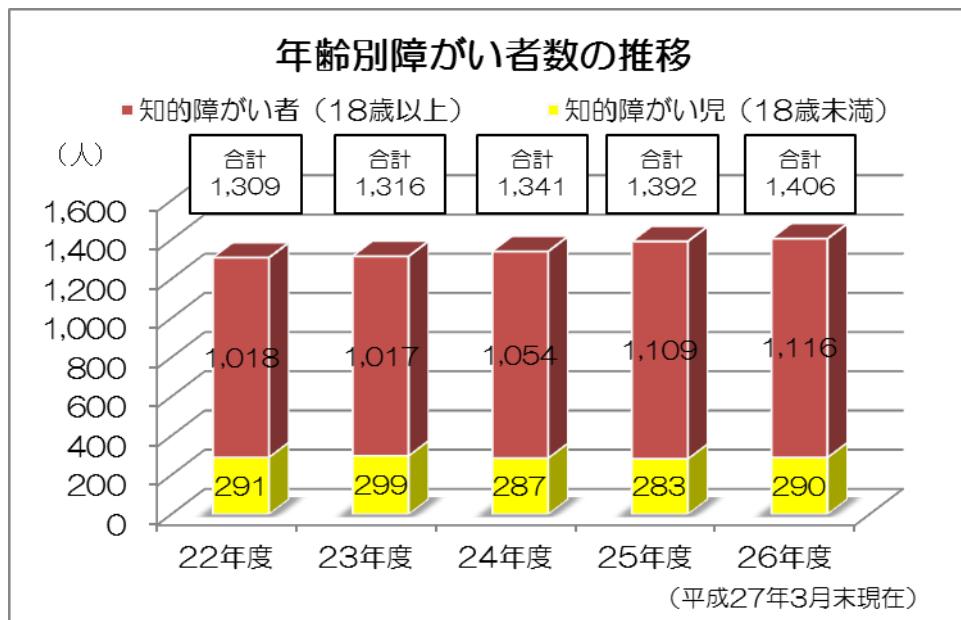


## 第2 知的障がい者の状況

知的障がい者の数（愛護手帳交付者数）は、平成27年3月末現在1,406人であり、平成23年3月末との比較では、97人（7.4%）の増となっています。年齢別では18歳未満が290人（20.6%）、18歳以上が1,116人（79.4%）となっています。

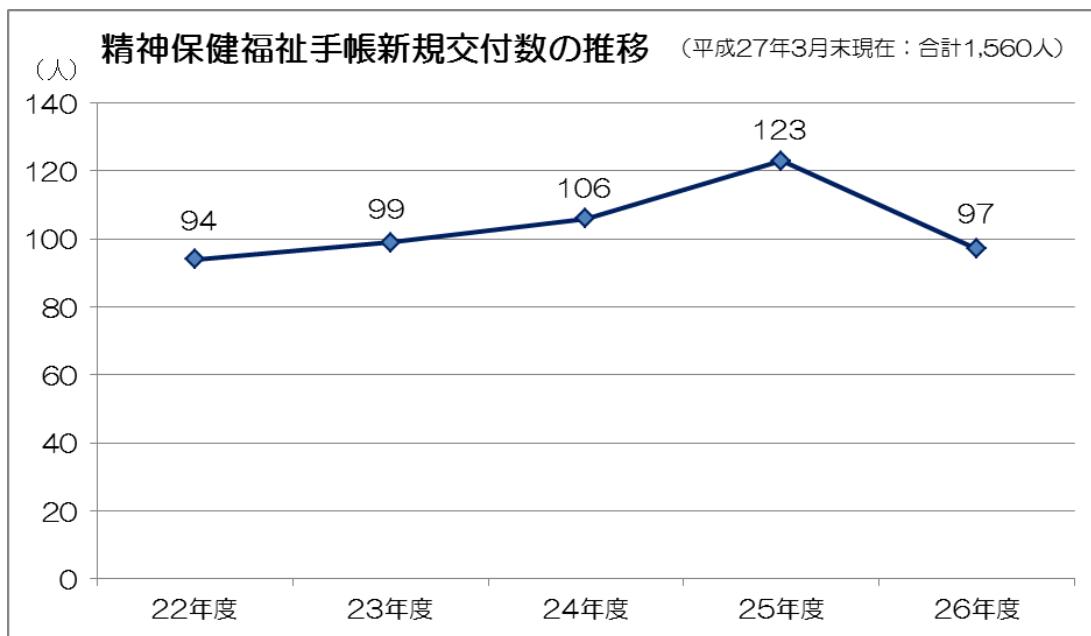
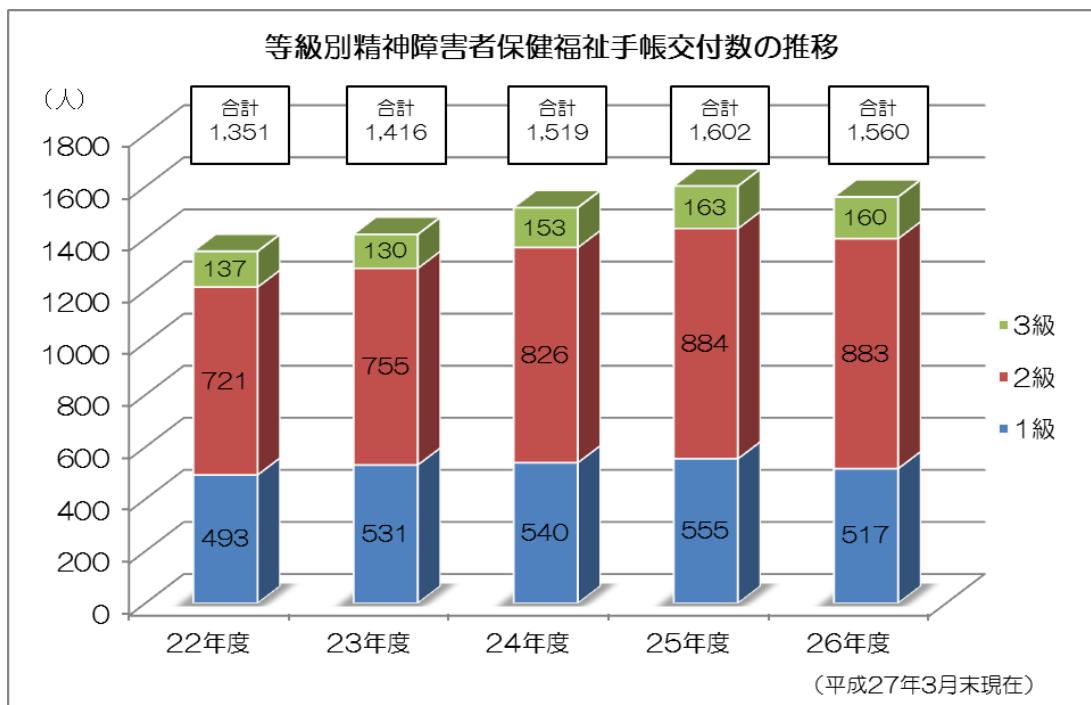


障がいの程度別では、A（重度）が598人（42.5%）、B（中・軽度）が808人（57.5%）となっており、平成23年3月末との比較では、それぞれA（重度）が19人（3.3%）、B（中・軽度）が78人（10.7%）増加しています。また、年齢別の比較では、18歳未満が1人（0.3%）減少、18歳以上が98人（9.6%）増加しています。



### 第3 精神障がい者の状況

本市の手帳交付者は平成27年3月末現在1,560人で、障がいの等級別では「1級」が517人(33.1%)、「2級」が883人(56.6%)、「3級」が160人(10.3%)となっています。手帳の年度別交付状況は、平成17年度以降は100人前後でしたが、平成20年度は150人に増加し、平成21年度からは、平成25年度にも123人と再び増加しましたが、その他の年度は100人前後と横ばいで推移しています。



#### 第4 発達障がい者の状況

発達障がいは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害など、脳機能の発達に関する障がいで、平成22年12月の障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により障がい者の範囲が見直され、発達障がい者が障がい者の範囲に含まれることが法律上明示されました。

近年、学業成績は良く、大学あるいは大学院の学歴をもつ人であっても、「就職」という事態になると、面接試験にうまく対応できず、不採用になってしまう人が少なくありません。あるいは、いったん就職できても、上司の指示に従って速やかに仕事を進めていくことができなかったり、職場の上司や同僚との折りあいがつかず、うまく適応できない事例もあり、大人になつてから発達障がいと診断される人も多くなっています。

発達障がい者の数は、その障がいの特性から、実際の把握は難しい状況にあります。また、発達障がい者は、他人との関係づくりやコミュニケーションなどがとても苦手ですが、優れた能力が発揮されている場合もあり、周りから見てアンバランスな様子が理解されにくい障がいです。このため、対応が遅れ二次的な問題が起りやすいとされています。このような状況を防ぐためには、障がいの早期発見、早期療育が重要であり、個々の発達特性に応じたきめ細かな療育を行うことによって、日常生活への適応能力が育まれ、将来の自立した生活につながっていくものと考えています。

このような中、平成25年度、平成26年度に実施した5歳児発達健康診査は、就学前に適切な支援を開始することにより健やかな心身の発達を促すとともに、子育てに関する不安解消の一助となることを目指して実施しています。

なお、平成25年度と平成26年度前期までの5歳児発達健康診査では、二次健診受診者220人のうち約半数のお子さんが要支援となっており、発達の状態に応じた支援体制の充実が急務となっています。

平成26年度に実施した5歳児発達健康診査の結果

単位：人

		25年度	26年度前期	計
予備調査対象		1,310	624	1,934
回答者		954	487	1,441
二次健診対象		227	89	316
二次健診受診		159	61	220
診断内訳	要支援	76	43	119
	要観察		8	8
	問題なし	83	10	93

## 第5 難病患者等の状況

難病を有する人については、平成7年、国の「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」の中で初めて障がい者サービス施策の対象者として位置づけられました。

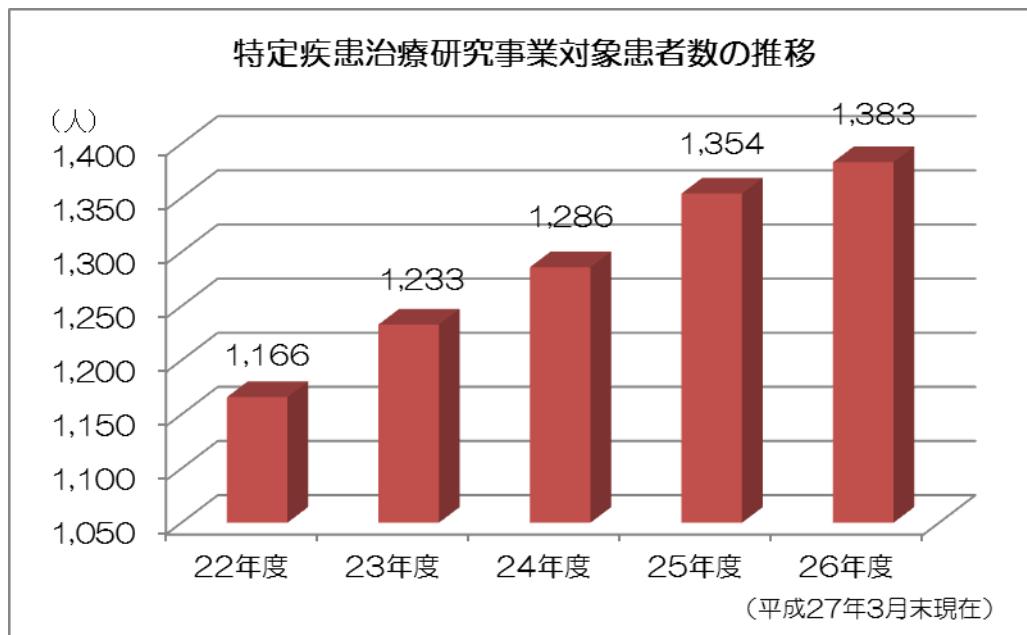
- 難病に対する明確な定義はありませんが、国の難病対策要綱では、
- ①原因不明、治療方法が未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれがある疾病
  - ②経過が慢性にわたり、経済的な問題のみならず、介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定められています。

国が調査研究を進めている特定疾患治療研究事業の対象疾患は、昭和47年4月のベーチェット病から始まり、平成21年10月までに56疾患が対象となり、平成27年1月に54疾患、7月に196疾患が追加され、現在の306疾患の医療費の自己負担が軽減されています。

特定疾患治療研究事業対象患者数は、平成27年3月31日現在で1,383人となっており、平成22年度末と比較すると217人増加しています。

また、平成25年4月からは、難病等が障害者総合支援法の対象となり、130疾患から始まった対象疾患は、平成27年1月には151疾患に、そして7月1日からは332疾患に拡大されました。

平成27年3月31日現在でサービスを利用している対象患者数は9人となっています。



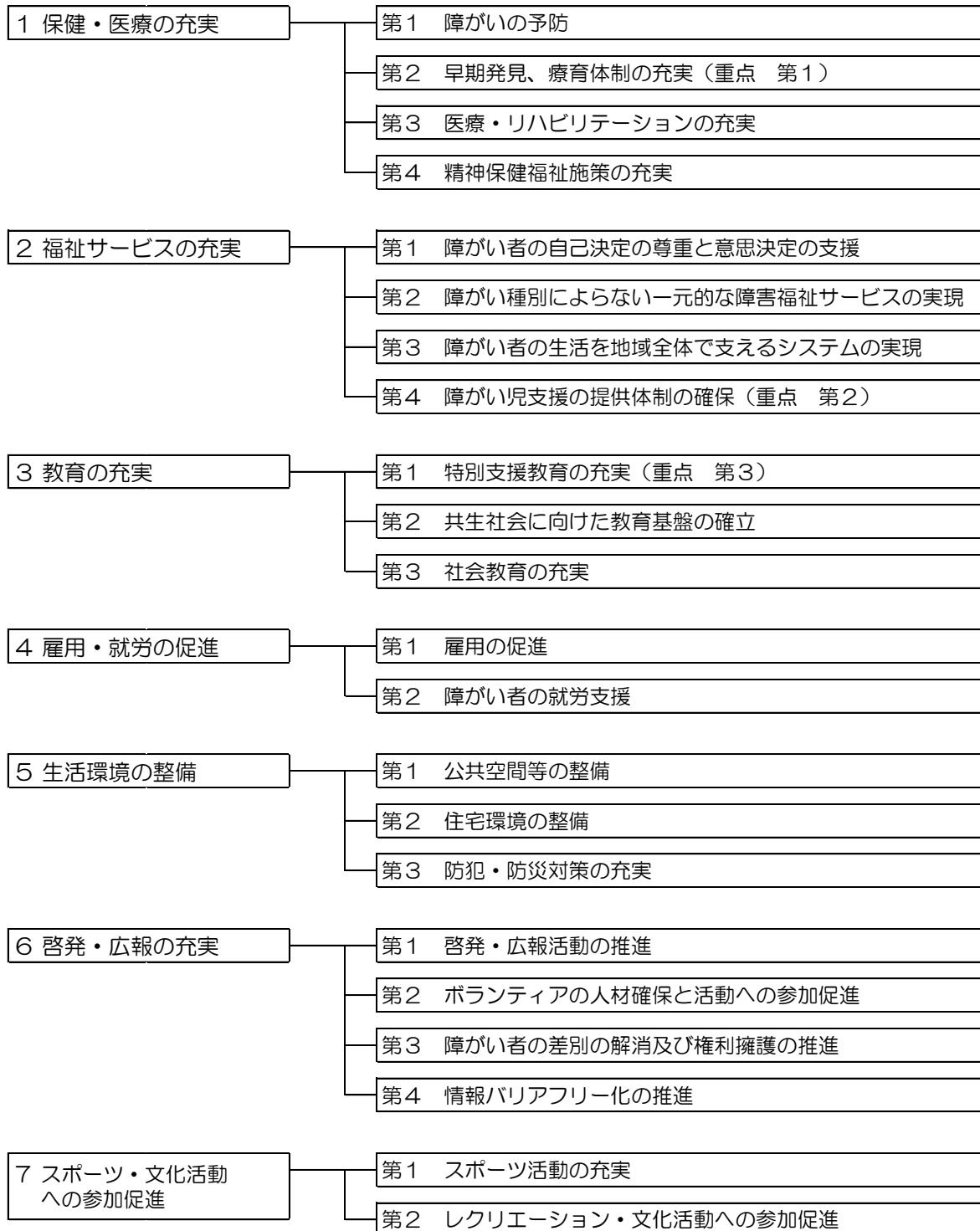
## 第2章 各論



## ＜施策の柱＞

### 重点項目 障がい児支援の充実

- 第1 早期発見、療育体制の充実
- 第2 障がい児支援の提供体制の確保
- 第3 特別支援教育の充実





# 重点項目 障がい児支援の充実

## 現状と課題<sup>1</sup>

- ・療育体制について、乳幼児健康診査の事後指導の充実に努め、また、平成25年度から実施している5歳児発達健康診査では、就学前に適切な支援を開始することにより、発達障がいの早期発見につながるなど、支援体制が整備されつつあります。しかしながら、子育てに関する保護者の不安を軽減するためには、福祉サービスを利用するまでの間の相談支援体制の充実が求められています。
- ・保育園・幼稚園における行動の気になる子どもを支援するため、保育所・幼稚園の支援につながる体制づくりが必要です。
- ・特別支援教育を充実させるためには、教職員の資質向上が欠かせないことから、指導力の向上を含め、専門的な研修を強化する必要があります。また、併せて、障がいのある児童生徒が安心して学校生活を送られるように、学校施設等についても環境整備を進める必要があります。

## 障がい者の声<sup>2</sup>

- ・「発達障がいの診断を受けた時期」や「気づきの内容」などから、発達障がいのある子どもの場合、病院の医師や健診よりも先に、圧倒的に「母」が気づく傾向が強くなっています。
- ・発達障がいのある子どもの場合、母の次に保育園・幼稚園が発達障がいに気づく割合が多くなっています。
- ・望ましい就学環境については、特別支援学校において、専門的な教育やサポートを受けられる環境や学校において、他の児童・生徒と同程度の教育やサポートを受けられる環境を望む声が多くなっています。

## 重点 障がい児支援の充実

### 第1 早期発見、療育体制の充実

- ① 母子保健施策の充実
- ② 乳幼児健康診査後の支援体制の充実

### 第2 障がい児支援の提供体制の確保

- ① 子どもと保護者の支援体制の整備
- ② 地域自立支援協議会こども専門部会の充実
- ③ 児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の整備

### 第3 特別支援教育の充実

- ① 教職員の資質向上
- ② 就学前の特別支援教育及び障がい児保育の充実
- ③ 就学指導事業の充実
- ④ 小・中学校の特別支援教育の推進
- ⑤ 交流及び共同学習の推進
- ⑥ 学校施設等の整備
- ⑦ 障がい児の健全育成事業
- ⑧ 通学支援の充実

<sup>1</sup> 現状と課題：障がい福祉の現状について整理し、課題を抽出したもの。以下、各節において同じ。

<sup>2</sup> 障がい者の声：平成26年度に実施した「福祉に関するアンケート調査結果」及び平成27年度に実施した「福祉に関するアンケート調査（児童版）結果」をまとめたもの。以下、各節において同じ。

## **第1 早期発見、療育体制の充実**

・乳幼児等に対する健康診査、保健指導の適切な実施などにより、疾病等の早期発見及び治療、早期療育を図ります。

### **①母子保健施策の充実**

乳幼児等や母親の健康の確保、また、疾病や障がいの早期発見、早期療育のため、妊娠から就学前までの適切な健康診査、保健指導などの母子保健施策を充実します。

- 訪問・相談支援
- 妊娠・出産・子育て支援事業
- 子育て情報の提供
- 妊婦委託健康診査
- 乳児一般健康診査
- 4か月・7か月・1歳6か月・3歳児の健康診査、5歳児発達健康診査
- 予防接種

### **②乳幼児健康診査後の支援体制の充実**

乳幼児健康診査受診後に支援が必要と判断された気になる段階の子の特性に合わせた支援を充実します。

また、気になる段階を含めた発達障がい児への療育支援及び子どもの障がいを受容する前後の保護者への支援体制の充実を図ります。

- 発達障がいに関する相談、支援体制の整備
- 幼児ことばの教室、親子遊ゆう教室、発達相談などの療育支援

## 第2 障がい児支援の提供体制の確保

・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障がい児の専門的支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、教育、保育等の関連機関とも連携を図ったうえで、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

### ①子どもと保護者の支援体制の整備

共働き家庭の増加による保育や必要な教育を受けさせるために、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等を利用する児童が増加し、障がいのある子ども（気になる段階を含む）の利用も増えています。

このため、保育所等の一般的な子育て支援施策において障がい児の受け入れを進めるために、障がい児支援施設・事業所が持っている専門的な知識・経験を提供できる体制づくりや子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させるための家族支援を行います。

また、気になる段階の子どもから、具体的な支援につなげるため、保育、母子保健、療育機関等と連携した相談支援体制の充実を図ります。

特に5歳児発達健康診査後の支援体制を整えるため、保健・教育・福祉・子育て・大学等の関係機関で構成する連携会議を開催し、支援機関の連携強化に取り組みます。

- 5歳児発達健康診査後の保護者支援の充実
- 保育士等を対象とした研修の実施
- 子どものこころの発達研究センターとの連携
- ペアレントトレーニングの実施
- 障がい児相談支援事業の充実

### ②地域自立支援協議会こども専門部会の充実

障がいのある子ども（気になる段階を含む）が安心して育つことのできる地域づくりをめざし、家族とともに充実した地域生活を送るため、幼児期から青年期へと切れ目のない支援を適切に行う体制の確立を目指し、平成27年3月にこども専門部会を設置しました。

毎年課題を設定し、課題に沿った人員による作業チームにおいて地域の課題、ニーズ等の調査・研究を行い、課題解決や事業の実現に向けた方策を検討します。

### ③児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の整備

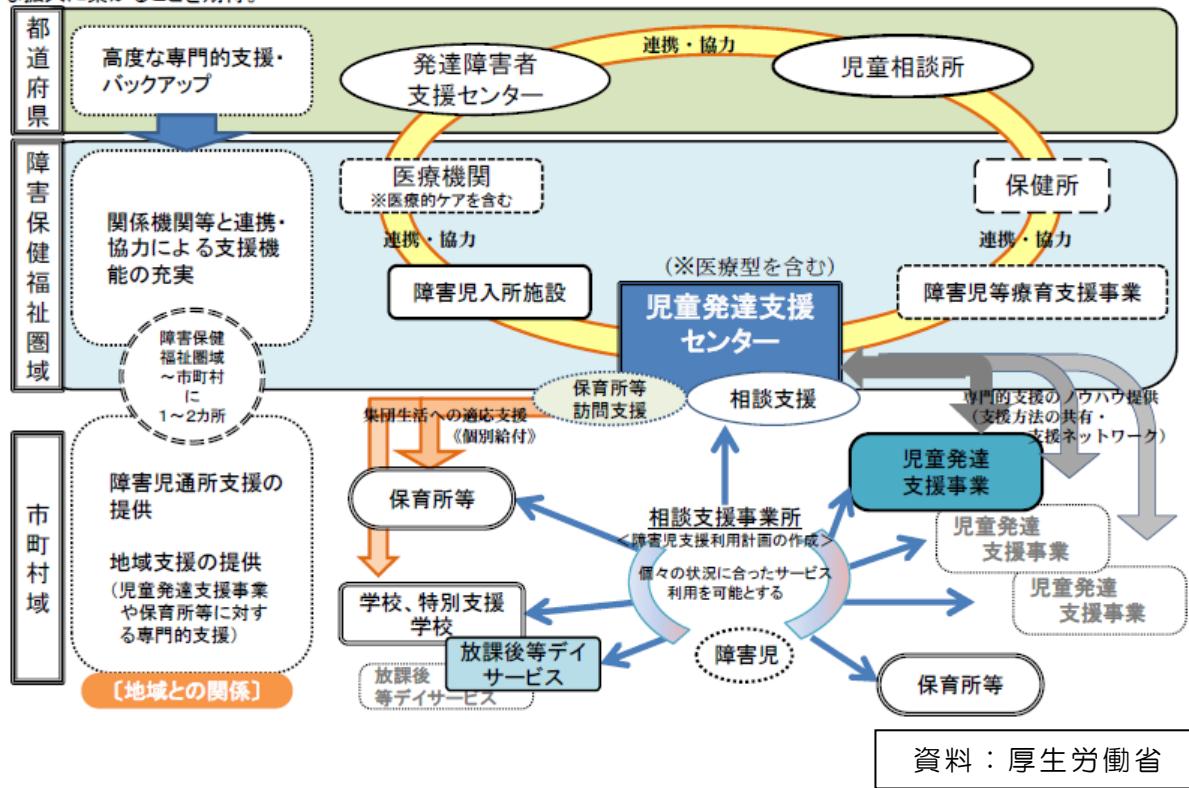
2つの児童発達支援センターを、それぞれ市における障がい児の中核的支援施設として位置付け、障がい児及びその家族に対する療育相談などを通じて、気になる段階からのフォローとその後の支援までを一体的に行う体制づくりや、障がいの重度化・重複化や多様化に対応した専門的機能を強化します。

また、障害児通所支援事業所への支援方法の技術的指導を行い、重層的な障がい児支援の体制を整備します。

- 児童発達支援センター機能強化事業（障がい児支援体制整備事業）の実施
- 巡回支援専門員整備事業の実施
- 放課後等デイサービス事業の充実
- 児童発達支援事業の推進
- 保育所等訪問支援事業の推進

### （図）地域における児童発達支援センターを中心とした支援体制のイメージ

児童発達支援センターが専門的支援のノウハウを広く提供することにより、身近な地域で障害児を預かる施設の質の担保と量的な拡大に繋がることを期待。



### **第3 特別支援教育の充実**

・市内の小・中学校においては、特別支援学校や特別支援学級を担当した経験のある教員が少ないとことから、障がいのある子どもへの適切な指導・支援を行うために、特別支援学校等関係機関との連携や教員に対する研修の充実などによる専門的な指導力の向上が求められます。

#### **①教職員の資質向上**

特別支援教育担当教職員に対する専門的な研修を強化するなど、教職員の資質と指導力の向上を図ります。

#### **②就学前の特別支援教育及び障がい児保育の充実**

就学前の教育機会を確保するため、幼稚園における特別支援教育及び保育所等における障がい児保育の充実を推進します。

#### **③就学指導事業の充実**

障がいのある児童生徒の適切な就学機会が確保されるよう、一層適正な就学指導を行います。

#### **④小・中学校の特別支援教育の推進**

全校支援体制による小・中学校の特別支援教育を推進します。

#### **⑤交流及び共同学習の推進**

障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちがふれ合い、共に活動する機会を積極的に設けます。

#### **⑥学校施設等の整備**

障がいのある児童生徒が安心して学校生活を送られるように、学校施設等について、必要に応じて環境整備に努めます。

#### **⑦障がい児の健全育成事業**

障がいのある児童生徒の健全育成と併せ、学校外での交流を促進するための受入れ施設の拡充を図ります。

#### **⑧通学支援の充実**

特別支援学校への通学支援に加え、地域の特別支援学級等に通うための支援についても、福祉、教育の両面から検討します。



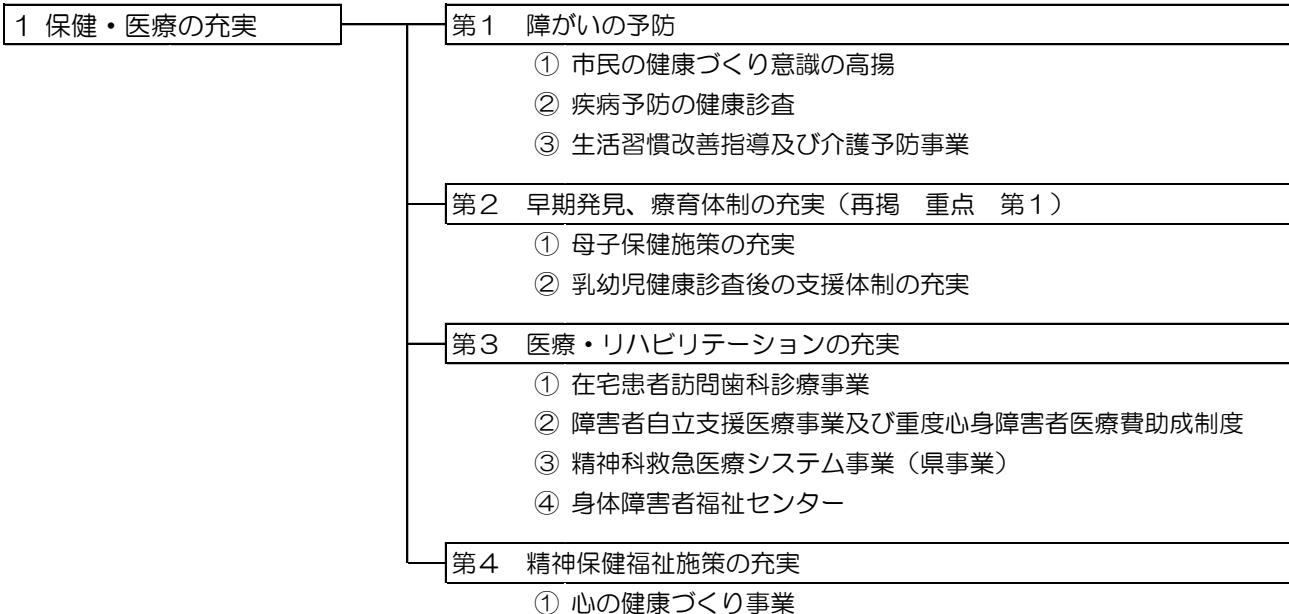
# 第1節 保健・医療の充実

## 現状と課題

- ・障がいの原因となる疾病等の予防は、障がい者施策の基本であり、市では、子どもや母親の健康確保、生活習慣病の早期発見、早期治療のための取組みを進めています。今後も、生活習慣病等の疾病予防のために健診内容の充実に努める必要があります。
- ・療育体制について、乳幼児健康診査の事後指導の充実に努め、また、平成25年度から実施している5歳児発達健康診査では、就学前に適切な支援を開始することにより、発達障がいの早期発見につながるなど、支援体制が整備されつつあります。しかしながら、子育てに関する保護者の不安を軽減するためには、福祉制度を利用するまでの間の相談支援体制の充実が求められています。
- ・医療・リハビリテーションの充実については、障がいの軽減又は改善を図り、障がい者の自立を促進するために不可欠なものとなっています。
- ・精神保健福祉について、地域社会における精神障がい者に対する誤解や偏見は少なくなく、社会復帰及び社会参加を促進する上での障害となっているので、共生社会をつくるために、精神障がいについての正しい知識の普及啓発が必要です。
- ・「気になる段階」からの母子を含めた早期支援につながる体制づくりが必要かつ重要です。

## 障がい者の声

- ・「発達障がいの診断を受けた時期」や「気づきの内容」などから、発達障がいのある子どもの場合、病院の医師や健診よりも先に、圧倒的に「母」が気づく傾向が強くなっています。



## **第1 障がいの予防**

・市民の健康に対する意識の向上により障がいの予防を図り、健診等の受診率を高め、障がいをできるだけ早く発見し、早期に治療と訓練を施すことで、障がいの軽減又は改善並びに重度化・重複化を防止する効果があります。

### **①市民の健康づくり意識の高揚**

市民の健康に対する意識の高揚を図るため、市民の健康まつりを行います。

- 「市民の健康まつり」

### **②疾病予防の健康診査**

生活習慣病等の早期発見のため、健康診査事業の充実を図ります。

- 特定健康診査
- 骨密度検診
- がん検診

### **③生活習慣改善指導及び介護予防事業**

疾病等の発生予防のため、健診内容の充実、生活習慣改善指導及び介護予防の充実を図ります。

- 特定保健指導
- 早期介入保健指導
- 重症化防止保健指導
- 健康増進健康教育
- 健康増進健康相談
- 健康増進訪問指導（がん検診事後・健診事後を含む）
- 介護一次予防事業

## 第2 早期発見、療育体制の充実（再掲 重点 第1）

- ・乳幼児等に対する健康診査、保健指導の適切な実施などにより、疾病等の早期発見及び治療、早期療育を図ります。

### ①母子保健施策の充実

乳幼児等や母親の健康の確保、また、疾病や障がいの早期発見、早期療育のため、妊娠から就学前までの適切な健康診査、保健指導などの母子保健施策を充実します。

- 訪問・相談支援
- 妊娠・出産・子育て支援事業
- 子育て情報の提供
- 妊婦委託健康診査
- 乳児一般健康診査
- 4か月・7か月・1歳6か月・3歳児の健康診査、5歳児発達健康診査
- 予防接種

### ②乳幼児健康診査後の支援体制の充実

乳幼児健康診査受診後に支援が必要と判断された気になる段階の子の特性に合わせた支援を充実します。

また、気になる段階を含めた発達障がい児への療育支援及び子どもの障がいを受容する前後の保護者への支援体制の充実を図ります。

- 発達障がいに関する相談、支援体制の整備
- 幼児ことばの教室、親子遊ゆう教室、発達相談などの療育支援

### **第3 医療・リハビリテーションの充実**

- ・病院に通院することのできない在宅の寝たきりや障がい者の健康保持増進のため、在宅患者訪問歯科診療を継続することが必要です。
- ・精神障がい者が健康で安心した生活を送るためには、夜間、休日等における緊急の精神科対応のための精神科救急医療システムが必要です（県事業）。
- ・身体の障がいの軽減又は改善を図るため、リハビリテーションの充実が求められています。

#### **①在宅患者訪問歯科診療事業**

在宅の寝たきり高齢者や障がい者の口腔衛生、健康保持増進のため、在宅患者訪問歯科診療を実施します。

#### **②障害者自立支援医療事業及び重度心身障害者医療費助成制度**

障がい者の医療費の経済的負担軽減のため、自立支援医療及び重度心身障害者医療費助成制度を実施します。

#### **③精神科救急医療システム事業（県事業）**

精神障がい者が健康で安心した日常生活を送るため、夜間、休日等における緊急の精神科対応のための精神科救急医療システムの適正運営を推進します。

○夜間・休日救急当番病院

#### **④身体障害者福祉センター**

○障がい者の日常生活動作の機能回復のため、歩行訓練事業及び各種講習会の充実を図ります。

○障がい者の增加に合わせ、適切なリハビリテーションが受けられるよう支援施設の整備や医療機関及び保健施設との連携を図ります。

○身心の状態改善のため、園芸活動を定期的に実施します。

#### **第4 精神保健福祉施策の充実**

- ・市民の心の健康づくりを支援するために、こころの健康相談を実施したり、心の健康問題について市民の理解の促進を図ります。

##### **①心の健康づくり事業**

市民が心の健康づくりの重要性を認識し、予防行動になる「気づき」「つなぎ」「見守り」ができるよう普及啓発を実施します。

こころの健康相談では、心の悩みがある人や自死遺族、ひきこもり者及びその家族等の相談に対し、必要な支援をします。また、各種自殺対策事業を実施し、相互に支え合う地域づくりの基盤を醸成します。

- こころの健康相談
- ゲートキーパー養成講座
- 普及啓発



## 第2節 福祉サービスの充実

### 現状と課題

- ・増加傾向となっている障がい者への対応として、個々の障がい者に応じた計画的、効果的な障害福祉サービスの提供を進めており、今後は、障がい者の自立した生活と社会参加を推進するための施策の展開が求められています。
- ・障がい者が地域で安心して暮らしていくため、障がい者のニーズや課題にきめ細かな対応をし、適切な障害福祉サービスに結び付けるため、引き続き障がい者への総合支援機能（ワンストップサービス）を提供し、相談支援体制の充実・強化を図り、障がい者の自立と社会参加を促進させます。
- ・障がい者の自己決定と自己選択を尊重する仕組みが重要になってきています。障がい種別を越えた共通基盤による福祉サービスの実現とともに、障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援という新たな課題に対応し、障がい者の生活を地域全体で支えるシステムの構築が必要です。
- ・保育園・幼稚園における行動の気になる子どもを支援するため、保育所・幼稚園の支援につながる体制づくりが必要です。

### 障がい者の声

- ・障害福祉サービスの情報を得る方法は、障がいの種類によって、市や県の広報や、サービス事業者などさまざまです。
- ・相談支援体制の充実が求められています。
- ・発達障がいのある子どもの場合、母の次に保育園・幼稚園が発達障がいに気づく割合が多くなっています。

### 2 福祉サービスの充実

#### 第1 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

- ① 相談支援事業
- ② 地域自立支援協議会相談支援専門部会の充実

#### 第2 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実現

- ① 障害福祉サービスの提供体制の充実
- ② 地域生活支援サービスの効果的な提供
- ③ 難病等の方々の障害福祉サービス等の利用

#### 第3 障がい者の生活を地域全体で支えるシステムの実現

- ① 障がい者の地域生活移行支援
- ② 身体障害者福祉センターの機能充実
- ③ 保健・医療・福祉包括ケアシステムの構築

#### 第4 障がい児支援の提供体制の確保（再掲 重点 第2）

- ① 子どもと保護者の支援体制の整備
- ② 地域自立支援協議会こども専門部会の充実
- ③ 児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の整備

## **第1 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援**

・共生社会実現のため障がい者が必要とする障害福祉サービスその他支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図ることを基本として障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

### **①相談支援事業**

障がい者が地域で安心して生活するため、きめ細かな相談支援体制の充実を図ります。

○障害者生活支援センター・相談支援事業委託事業所  
(指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所)

### **②地域自立支援協議会相談支援専門部会の充実**

相談支援事業を効果的に実施するために、弘前市地域自立支援協議会相談支援専門部会において、地域の相談支援体制のあり方や関係機関による連絡体制の構築等及び困難事例への対応などについて検討します。

また、障がい者を支援する体制を充実させるため、各種研修を通じて、福祉事務所、関係団体等における専門的人材の育成を図ります。

さらに、地域における中心的な役割を担い、地域生活支援の拠点として総合的な相談業務を行う、基幹型相談支援センターの設置を検討します。

## 第2 障がい種別による一元的な障害福祉サービスの実現

- ・市を基本とした身近な実施主体により、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者を含む）並びに難病患者等に係る福祉サービスの充実を図ります。

### ①障害福祉サービスの提供体制の充実

障がい者が住み慣れた地域社会で安心した暮らしが送れるよう、利用者のニーズに配慮した障害福祉サービスの提供体制の充実を図ります。

#### 【訪問系サービス】

- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 行動援護
- 重度障害者包括支援
- 同行援護

#### 【日中活動系サービス】

- 生活介護
- 自立訓練（宿泊型）
- 自立訓練（機能訓練）
- 自立訓練（生活訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型）
- 就労継続支援（B型）
- 療養介護
- 短期入所

#### 【居住系サービス】

- 共同生活援助（グループホーム）
- 施設入所支援

#### 【相談支援】

- 計画相談支援・障害児相談支援
- 地域相談支援（地域移行支援）
- 地域相談支援（地域定着支援）

#### 【障がい児支援】

- 児童発達支援
- 医療型児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援

### ②地域生活支援サービスの効果的な提供

地域生活支援事業について、地域で生活する障がい者のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態で実施できるよう、効率的、効果的な取り組みを行います。

- 相談支援事業
- 意思疎通支援事業
- 日常生活用具給付等事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター機能強化事業
- 福祉ホーム事業
- 訪問入浴サービス事業
- 更生訓練費給付事業
- 知的障害者職親委託制度
- 生活支援事業
- 日中一時支援事業
- 社会参加促進事業
- 理解促進研修・啓発事業
- 自発的活動支援事業
- 成年後見制度利用支援事業
- 成年後見制度法人後見支援事業
- 手話奉仕員養成研修事業
- 障害児等療育支援事業
- 巡回支援専門員整備事業

### **③難病患者等の障害福祉サービス等の利用**

平成25年4月に施行された障害者総合支援法から障がい者の範囲に難病患者等が加わりました。また、平成27年7月からはその対象が332に拡大され、障害福祉サービス等を利用することができます。

### 第3 障がい者の生活を地域全体で支えるシステムの実現

- ・入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を整えるほか、障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据えた体制の強化を図ります。

#### ①障がい者の地域生活移行支援

地域での居住の場であるグループホーム等の整備を進め、福祉施設入所者の地域生活への移行を図ります。

○入所待機者の解消を図るとともに、平成29年度末までには、入所者の地域生活への移行を促進させ、施設入所者の1割削減を目指します。

○地域生活への移行を進めるため、地域での居住の場であるグループホームの整備を進め、入所者の地域生活への移行を図り、平成29年度末までには、入所者の1割削減を目指します。

#### ②身体障害者福祉センターの機能充実

弘前市身体障害者福祉センターの改築等を引き続き検討するとともに、地域における障がい者福祉の拠点施設としての機能充実を図ります。

#### ③保健・医療・福祉包括ケアシステム<sup>1</sup>の構築

障がい者が住み慣れた地域で、健康で安心した日常生活を送るため、保健、医療、福祉に関する下記会議がサブシステムとして、それぞれがネットワークを形成し「保健・医療・福祉包括ケアシステム」として構築、連携します。

○弘前市民健康推進協議会

○ほのぼの交流協力員による見守り活動（ほのぼのコミュニティ21推進事業）

○地域包括支援センター支援連携会議（地域ケア会議）

○要保護児童対策協議会

○弘前市地域自立支援協議会

<sup>1</sup> 保健・医療・福祉包括ケアシステム：住み慣れた地域で健やかに生きがいを持って生活していくために、保健・医療・福祉のサービスが、必要な時に適切な内容で、総合的・一体的に提供するため、サービス提供にかかる機関が、お互いの機能や役割を持ち寄り、協議を行い、連携を図ることで課題を克服し、サービスの隙間を埋め、全ての分野における予防へとつなげていく仕組み。

## 第4 障がい児支援の提供体制の確保（再掲 重点 第2）

・障がい児の専門的支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、教育、保育等の関連機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

### ①子どもと保護者の支援体制の整備

共働き家庭の増加による保育や必要な教育を受けさせるために、保育所や認定こども園、放課後児童クラブ等を利用する児童が増加している中で、障がいのある子ども（気になる段階を含む）の利用も増えています。

このため、保育所等の一般的な子育て支援施策において障がい児の受け入れを進めるために、障がい児支援施設・事業所が持っている専門的な知識・経験を提供できる体制づくりや子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させるための家族支援を行います。

また、気になる段階の子どもや保護者を具体的な支援につなげるため、保育、母子保健、療育機関等と連携した相談支援体制の充実を図ります。

特に5歳児発達健康診査後の支援体制を整えるため、保健・教育・福祉・子育て・大学等の関係機関で構成する連携会議を開催し、支援機関の連携強化に取り組みます。

- 5歳児発達健康診査後の保護者支援の充実
- 保育士等を対象とした研修の実施
- 子どものこころの発達研究センターとの連携
- ペアレントトレーニングの実施
- 障がい児相談支援事業の充実

### ②地域自立支援協議会こども専門部会の充実

障がいのある子ども（気になる段階を含む）が安心して育つことのできる地域づくりをめざし、家族とともに充実した地域生活を送るため、幼児期から青年期へと切れ目のない支援を適切に行う体制の確立を目指し、平成27年3月にこども専門部会を設置しました。

毎年課題を設定し、課題に沿った人員による作業チームにおいて地域の課題、ニーズ等の調査・研究を行い、課題解決や事業の実現に向けた方策を検討します。

### ③児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の整備

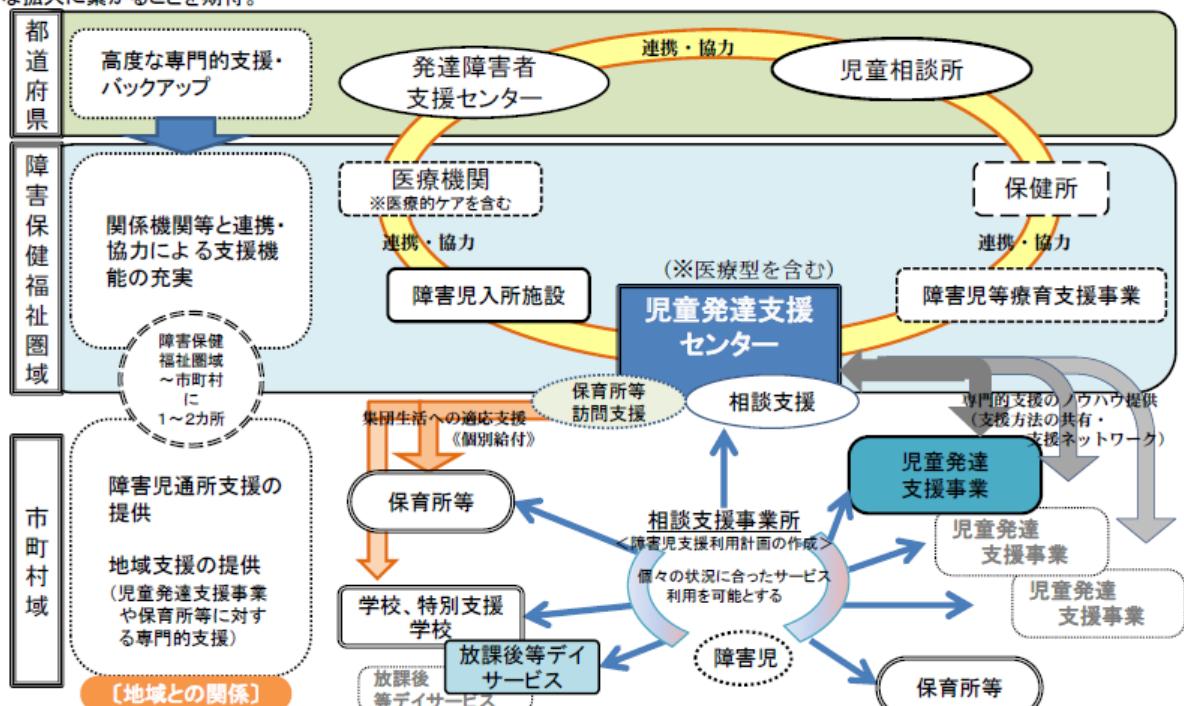
2つの児童発達支援センターを、それぞれ市における障がい児の中核的支援施設として位置付け、障がい児及びその家族に対する療育相談などを通じて、気になる段階からのフォローとその後の支援までを一体的に行う体制づくりや、障がいの重度化・重複化や多様化に対応した専門的機能を強化します。

また、障害児通所支援事業所への支援方法の技術的指導を行い、重層的な障がい児支援の体制を整備します。

- 児童発達支援センター機能強化事業（障がい児支援体制整備事業）の実施
- 巡回支援専門員整備事業の実施
- 放課後等デイサービス事業の充実
- 児童発達支援事業の推進
- 保育所等訪問支援事業の推進

（図）地域における児童発達支援センターを中心とした支援体制のイメージ

児童発達支援センターが専門的支援のノウハウを広く提供することにより、身近な地域で障害児を預かる施設の質の担保と量的な拡大に繋がることを期待。



資料：厚生労働省



## 第3節 教育の充実

### 現状と課題

- ・特別支援教育を充実させるためには、教職員の資質向上が欠かせないことから、指導力の向上を含め、専門的な研修を強化する必要があります。また、併せて、障がいのある児童生徒が安心して学校生活を送られるように、学校施設等についても環境整備を進める必要があります。
- ・特別な支援を必要とする子どもの自立や社会参加に向けた効果的な指導、さらには教育のそれぞれの段階で、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、障がいのある子どもも障がいのない子どもも合理的配慮のもと、できるだけ共に学ぶインクルーシブ教育システム<sup>1</sup>構築の重要性が高まっています。
- ・障がい者が、地域社会において、生きがいと潤いのある質の高い生活を実現していくためには、障がい者が主体的に取り組む活動等に対する支援を一層強化することが必要であり、また、それらの活動を支える環境を充実することが必要です。
- ・発達健康診査の実施に加え、入学までの就学に関する相談体制の整備や就学体験（特別支援学級など）の実施等、教育機関と連動した支援体制の構築が必要かつ重要です。

### 障がい者の声

- ・望ましい就学環境については、特別支援学校において、専門的な教育やサポートを受けられる環境や学校において、他の児童・生徒と同程度の教育やサポートを受けられる環境を望む声が多くなっています。
- ・発達障がいのある子どもの場合、小学校に在学してからの気づきが他の障がいに比べて多くなっています。

#### 3 教育の充実

##### 第1 特別支援教育の充実（再掲 重点 第3）

- ① 教職員の資質向上
- ② 就学前の特別支援教育及び障がい児保育の充実
- ③ 就学指導事業の充実
- ④ 小・中学校の特別支援教育の推進
- ⑤ 交流及び共同学習の推進
- ⑥ 学校施設等の整備
- ⑦ 障がい児の健全育成事業
- ⑧ 通学支援の充実

##### 第2 共生社会に向けた教育基盤の確立

- ① インクルーシブ教育システム構築事業
- ② 特別支援教育支援員配置事業
- ③ 教育講演会
- ④ 特別支援教育体制推進事業（平成28年度～）

##### 第3 社会教育の充実

- ① ピュアフレンズ支援事業
- ② 点字図書等の貸出し
- ③ 市立社会教育施設等の無料化の継続

<sup>1</sup> インクルーシブ教育システム：障害者の権利に関する条約第24条において、人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みとされている。

## **第1 特別支援教育の充実（再掲 重点 第3）**

・市内の小・中学校においては、特別支援学校や特別支援学級を担当した経験のある教員が少ないとことから、障がいのある子どもへの適切な指導・支援を行うために、特別支援学校等関係機関との連携や教員に対する研修の充実などによる専門的な指導力の向上が求められます。

### **①教職員の資質向上**

特別支援教育担当教職員に対する専門的な研修を強化するなど、教職員の資質と指導力の向上を図ります。

### **②就学前の特別支援教育及び障がい児保育の充実**

就学前の教育機会を確保するため、幼稚園における特別支援教育及び保育所等における障がい児保育の充実を推進します。

### **③就学指導事業の充実**

障がいのある児童生徒の適切な就学機会が確保されるよう、一層適正な就学指導を行います。

### **④小・中学校の特別支援教育の推進**

全校支援体制による小・中学校の特別支援教育を推進します。

### **⑤交流及び共同学習の推進**

障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちがふれ合い、共に活動する機会を積極的に設けます。

### **⑥学校施設等の整備**

障がいのある児童生徒が安心して学校生活を送られるように、学校施設等について、必要に応じて環境整備に努めます。

### **⑦障がい児の健全育成事業**

障がいのある児童生徒の健全育成と併せ、学校外での交流を促進するための受入れ施設の拡充を図ります。

### **⑧通学支援の充実**

特別支援学校への通学支援に加え、地域の特別支援学級等に通うための支援についても、福祉、教育の両面から検討します。

## **第2 共生社会に向けた教育基盤の確立**

- ・子ども一人一人の教育的ニーズを把握し障がいのある子どもも障がいのない子どもも合理的な配慮のもと、できるだけ一緒に学習できる教育環境を構築するため、学校や関係機関と連携しながら仕組みづくりを進めます。
- ・小・中学校においては、障がいのある又は疑われる児童生徒が相当数在籍していますが、学校生活や学習面での課題があり、その内容も多様化しています。しかし、これらの特別な配慮が必要な児童生徒を支援するための教職員の加配要望があるものの、県が加配する講師数は十分ではないことから、市が配置する支援員の増員が求められています。

### **①インクルーシブ教育システム構築事業**

文部科学省のインクルーシブ教育システム構築モデル事業（平成25年度から3年間）の取組の成果と課題を踏まえて、当市の教育的資源を有効に活用しながら、系統的かつ継続的な取組を全市的に展開します。（ICT機器を活用した合理的配慮の実践、学びの協力員の配置、リーダー的教職員育成のための長期研修の実施等）。

### **②特別支援教育支援員配置事業**

特別支援教育に係る加配を要望する小・中学校の状況及び県の講師加配の状況等を勘案し、支援員を配置します。

### **③教育講演会**

今日的教育課題（特別支援教育に関する内容）について、専門的知識を有する講師を招聘して講演会を開催することで、教職員の資質向上を図るとともに、保護者や一般市民に対し、学校との連携や教育への理解を深めます。

### **④特別支援教育体制推進事業<平成28年度～>**

特別支援学級及び通級指導教室の授業を特別支援教育担当指導主事が参観し、授業について担任等とのディスカッションを行うことにより、特別な支援を必要とする児童生徒に対する指導について特別支援学級及び通級指導教室担当者が研修する機会を確保し、よりよい指導のあり方について研修します。

また、日頃の指導に対する課題等について協議する場とします。

加えて、特別支援教育担当指導主事が学校を訪問し、各校の特別支援体制について特別支援教育コーディネーターと協議することにより、特別な支援が必要な児童生徒に対するよりよい支援や校内支援体制の在り方について協議します。

### **第3 社会教育の充実**

・障がい者の社会教育については、余暇活動や生涯学習活動を積極的に支援しながら、参加しやすい環境の整備・充実が求められています。

#### **①ピュアフレンズ支援事業**

おおむね18歳以上の知的障がいがある人（ピュアフレンズ）とその学習活動を補助するボランティア（ボランフレンズ）を対象に生涯学習機会を提供し、文化的教養の高揚、日常生活環境への適応、知的障がい者相互の親睦を図ります。

#### **②点字図書等の貸出し**

障がい者の生涯学習を促進するため、より利用しやすいシステムを検討するとともに、点字図書等の充実を図ります。

#### **③市立社会教育施設等の無料化の継続**

障がい者の余暇活動や生涯学習を支援する一環として、市立の社会教育施設等の無料化を継続します。

## 第4節 雇用・就労の促進

### 現状と課題

- ・障がい者が地域で自立した生活を送るために就労が重要であり、働く意欲のある障がい者が障がいの適性に応じて能力を十分に発揮することが出来るよう、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるように、一般就労が困難である人には就労支援サービス事業所において工賃が向上するように、総合的な支援が必要です。あわせて、年金等の支給、経済的負担の軽減等による経済的自立の支援が必要です。
- ・就労支援サービス事業所から一般事業所への就労を推進するためには、社会連帯感に基づいて障がい者を受け入れるという風土の醸成、ノーマライゼーション理念の理解と具体化のため、関係機関とのネットワークづくりにより就労支援体制を整える必要があります。
- ・利用対象者の増にともない、就労支援サービス事業所数も増加しており、障がい者の地域における自立した生活の支援を図り、一般就労への移行を促進するための障がい福祉サービス等の確保が必要です。
- ・就労支援サービス事業所等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、就労支援サービス事業所等が供給する物品等に対する需要の増進を図ります。
- ・福祉的就労の拡充以外にも、障がい者等の就労と企業側の雇用の両面を行政が後ろ盾となり、一般企業で「働く」機会の創出と拡大を図ることが望まれます。

### 障がい者の声

- ・働く意欲のある障がい者は多く、働くにあたって職業訓練を求める声が多くなっています。
- ・一般就労するにあたり必要な配慮として、「職場内で障がいに理解があること」「障がいの状況にあわせ、働き方（仕事の内容や勤務時間）が柔軟であること」を求めている人が多く、知的障がいのある人は、「ジョブコーチ派遣事業などにより、職場内でのコミュニケーションや作業の支援があること」を求める声が多くなっています。
- ・卒業後に期待する施策としては、住まいや余暇以上に、一般就労や福祉的就労を含めた「働く」ことへの行政のサポートを望む声が多くなっています。

### 4 雇用・就労の促進

#### 第1 雇用の促進

- ① 障がい者雇用奨励金の交付
- ② 法定雇用率未達成企業の解消

#### 第2 障がい者の就労支援

- ① 一般就労への支援
- ② 就労支援サービス
- ③ 障がい者授産品販売促進事業
- ④ 障がい者就労施設等からの優先調達の推進
- ⑤ 地域自立支援協議会就労支援専門部会の充実

## 第1 雇用の促進

・障がい者が地域で自立した生活を送るためには、障がい者雇用の促進が急務となっており、弘前公共職業安定所や津軽障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携をとりながら、障がい者雇用奨励金の活用などで障がい者の法定雇用率の達成に努めるとともに、障がい者雇用の促進を図ります。

また、障がい者雇用に対する正しい理解を普及するため、弘前公共職業安定所等の関係機関と啓発活動の充実を図ります。

### ①障がい者雇用奨励金の交付

### ②法定雇用率未達成企業の解消

## 第2 障がい者の就労支援

・障がい者のニーズや特性に応じて、就労に必要な知識や能力向上のための訓練・相談等により、一般就労へ円滑に移行できるよう支援を行います。

また、一般企業等への就労を促進するため、障がい者を対象とした、知識及び能力向上訓練支援を行う就労支援サービス事業所の拡充・整備を図ります。

### ①一般就労への支援

市と「津軽障害者就業・生活支援センター」及び津軽地域の養護学校と事業所及び保護者で組織される「つがる地区障害者就労支援連絡会」との連携により、就労支援のほか、日常生活、社会生活上の相談や支援を通じて、障がい者の社会的及び経済的自立を実現するとともに、就労人口の上昇に努めます。

○津軽地域障害者就職面接会の実施

○津軽障害者就業・生活支援センターによる支援

○有職障がい者への交通費の助成

### ②就労支援サービス

身体的又は社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。

○自立訓練（機能訓練、生活訓練）

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。

### ○就労移行支援事業

就労を希望する65歳未満の障がい者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に対し、指定事業所において、生産活動、職場体験等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、障がい者の適性に応じた職場の開拓、就職後の職場への定着のために必要な相談などを行います。

### ○就労継続支援事業

通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

A型事業所：通常の事業所に雇用されることが困難な人で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の人（利用開始時65歳未満の人）が対象です。

B型事業所：就労移行支援事業所等を利用したが通常の事業所等への雇用に結びつかない人などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人が対象です。

### ③障がい者授産品販売促進事業

就労支援サービス事業所等が製造・制作した商品の販売を目的とするアンテナショップを設置し、障がい者の就労意欲の促進を図ります。

### ④障がい者就労施設等からの優先調達の推進

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（障害者優先調達推進法）に基づき、障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。

### ⑤地域自立支援協議会就労支援専門部会の充実

障がい者等の就労を支援するため、弘前市地域自立支援協議会では、平成22年度に就労支援専門部会を設置しており、今後も、就労支援サービス事業所・障がい者団体・企業・行政機関等が一体となって、障がい者雇用の創出及び障がい者が作った商品の情報発信など、その課題解決により障がい者の雇用の促進を図ります。

また、事例の検討や制度の理解、困難事例への専門的対応等を研究し、障がい者の就労支援を行います。



## 第5節 生活環境の整備

### 現状と課題

- ・障がい者が、住み慣れた地域で、自立して安心して暮らせるような、やさしいまちづくりを進めていくためには、障がいのある人はもちろん、障がいのない人にとっても利用しやすい道路・建物・公園・公共交通機関といった居住環境の整備を着実に進める必要があります。そのためには、行政のみにとどまらず、住民、民間事業者相互が連携した取り組みが不可欠です。
- ・災害における避難時に援護が必要な障がい者の安心・安全を確保するため、障がいの特性に配慮した防犯・防災対策、安全対策が課題となっています。

### 障がい者の声

- ・外出する際の困りごとについて、身体に障がいのある人は、「歩道・通路の段差、障害物」「建物の階段段差」などの物理的な障壁や、避難の手段や移動について不安に感じている人が多くなっています。特に、聴覚に障がいのある人は情報伝達に関して、視覚に障がいのある人は移動時や避難先での生活に関する不安が大きいようです。
- ・災害が起こった時に不安を感じる障がい者は多く、身体に障がいのある人は主に避難の手段や移動について不安に感じている人が多くなっています。特に聴覚に障がいのある人の情報伝達に関する不安や視覚に障がいのある人の移動時や避難先での不安が大きくなっています。知的に障がいのある人は、主に避難先での集団生活を不安に感じている人が多くなっています。精神に障がいのある人は、災害時の状況が伝わらないことを不安に感じている人が多くなっています。

### 5 生活環境の整備

#### 第1 公共空間等の整備

- ① バリアフリー新法と青森県福祉のまちづくり条例、やさしい街「ひろさき」づくり計画等に基づいた道路、建築物、公園等の整備
- ② 外出支援事業

#### 第2 住宅環境の整備

- ① バリアフリーに配慮した公営住宅の整備
- ② ウエルフェアテクノハウス弘前管理運営事業

#### 第3 防犯・防災対策の充実

- ① 防犯活動の実施及び支援
- ② 防災知識等普及・啓発活動及び要配慮者避難支援体制の整備
- ③ 緊急時における情報提供・通信体制の整備
- ④ 防災ボランティアの育成・受け入れ体制の整備
- ⑤ 福祉避難所の充実と指定避難所における福祉避難室の設置

## **第1 公共空間等の整備**

- ・市有施設は、すべての人にやさしいまちづくりを念頭にして、出入り口のスロープによる段差解消、自動ドアなどの整備を進めていますが、民間の特定建築物に関しても、周知徹底を継続する必要があります。また、道路の新設・改築時についても、幅の広い歩道や段差解消・勾配改善、視覚障がい者誘導用ブロックなどの整備を計画的に進めています。
- ・公園については、災害時等における避難場所としての機能が求められており、高齢者や障がい者等の利用や避難などを配慮し、バリアフリー化を進めています。
- ・福祉サービスにおいても、障がい者の外出を支援するメニューを設けていますが、障がい者が気軽にまちへ出かけるには、利用しやすい公共交通などの整備が必要です。

### **①バリアフリー新法と青森県福祉のまちづくり条例、やさしい街「ひろさき」づくり計画等に基づいた道路、建築物、公園等の整備**

バリアフリー新法及び青森県福祉のまちづくり条例、やさしい街「ひろさき」づくり計画等に基づき、障がいのある人はもちろん、障がいのない人にとっても利用しやすい生活基盤の整備を推進します。

### **②外出支援事業**

障がい者の外出を支援するため、移動支援事業や福祉有償運送など外出に関する福祉サービスを引き続き行います。

- 移動支援事業
- 福祉有償運送
- 行動援護
- 同行援護

## **第2 住宅環境の整備**

- ・今後のさらなる高齢社会の進展を見据え、高齢者や障がい者等に配慮した住宅環境を整備します。

### **①バリアフリーに配慮した公営住宅の整備**

高齢者や障がい者等に配慮した公営住宅の整備を進め、障がい者単身での入居の際にも、居宅介護等の福祉サービスを通じ支援します。

### **②ウェルフェアテクノハウス弘前管理運営事業**

在宅福祉機器に関する展示をとおして機器の普及につとめ、福祉サービスの向上と在宅介護の充実を図ります。ウェルフェアテクノハウス弘前が年間を通して活用が図られるよう、引き続き福祉機器の展示や高齢者擬似体験等事業の周知に努めます。

### **第3 防犯・防災対策の充実**

・障がい者に対する防災知識などの普及・啓発も重要ですが、いざ災害が発生した時、速やかに救援に入るには、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの特に防災上の配慮を要するもの（要配慮者）の避難を支援する体制の整備が必要です。これには地域における障がい者の状況の把握や避難誘導のあり方など、行政と地域が連携した支援体制づくりを進める必要があります。

#### **①防犯活動の実施及び支援**

犯罪のない安全・安心なまちづくりを推進するため、防犯に向けた体制づくりを支援します。

- 弘前地区春の安全・安心まちづくり推進大会

#### **②防災知識等普及・啓発活動及び要配慮者避難支援体制の整備**

災害時等に障がい者の安全確保対策に関する知識の普及を図るため、出前講座や防災訓練の機会などを通じた啓発活動及び行政と自主防災組織などの地域と、障がい者とが一体となって要配慮者などの避難支援体制の整備を進めます。

- 防災啓発出前講座

- 総合防災訓練

- 要配慮者登録台帳の作成

#### **③緊急時における情報提供・通信体制の整備**

緊急時の通報及び災害時等における情報伝達の円滑化を図るため、緊急通報システムなどの貸与や、コミュニティFMやファクシミリを活用した迅速な災害情報などの提供を図ります。

#### **④防災ボランティアの育成・受入体制の整備**

防災ボランティアの育成やその受入体制の整備を図り、また防災ボランティアセンターの運営方法を引き続き検討します。

#### **⑤福祉避難所の充実と指定避難所における福祉避難室の設置**

災害時の障がい者の安全確保や一時的なケア（心のケアを含む。）のために設置する福祉避難所は、平成27年3月末現在、50法人93施設となっています。

災害時に地域の避難所に避難した際に不安を感じている障がい者の不安を解消するためにも、福祉避難所の周知及び充実に努め、併せて現在ある福祉避難所で不足する部分を補うために指定避難所内に要配慮者のための福祉避難室を設置し、障がい者が安心して避難できる体制を整備します。

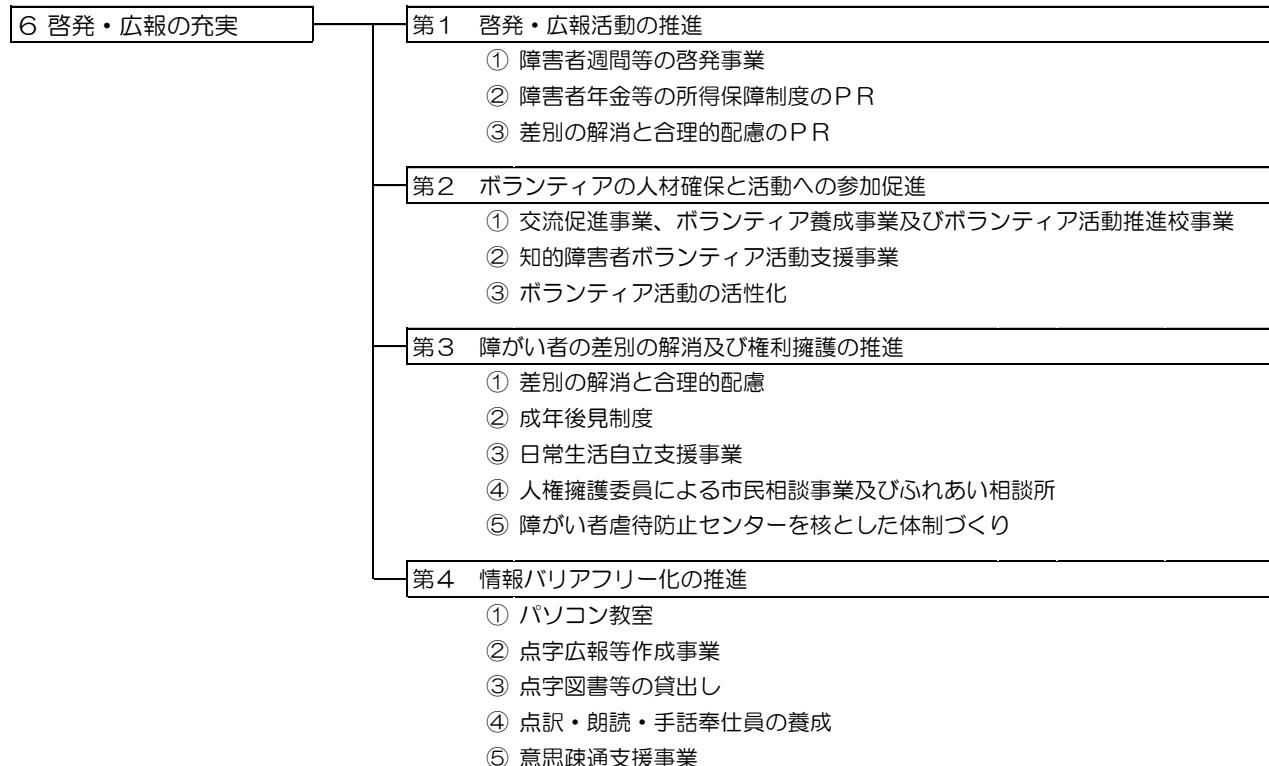
## 第6節 啓発・広報の充実

### 現状と課題

- ・障がい者が地域で安心して生活を送るためには、市民の障がい及び障がい者に対する正しい理解が必要です。ノーマライゼーション理念の普及に伴い、障がい者に対する理解は次第に高まりつつあるものの、依然として、正しい理解に基づかない差別的意識や偏見は払拭されていません。ノーマライゼーション理念の実現のためには、市民一人ひとりの障がい者に対する正しい理解と共に認識に培われた社会の形成が基本となります。
- ・障がい者がひとりの住民として地域の活動や行事などに参加したり、障がい者関係のイベントに市民が積極的に協力するなど、相互交流が盛んに行われるような環境づくりや意識啓発、また、障がい者が参加するためにボランティアの協力が欠かせない行事もあるため、さまざまな場面でサポートできるボランティアの育成が必要です。

### 障がい者の声

- ・「障がい」に対する市民の理解を深めるために必要なことについては、「障がいや障がい者の福祉についての関心や理解を深めるための啓発」を望む声が多く、特に、「障がいのある人との交流を通じた障がいへの理解の促進」や「障がいのある人に対するまわりの人の理解」を望む声が多くなっています。
- ・障がいがあることで、外出の際に周囲から差別やいやな思いをした経験を、「住んでいる地域」で多くの人が経験しています。知的障がいのある人は「学校や職場」、精神障がいのある人は「仕事を探すとき」や「病院などの医療機関」で多く経験しています。



## **第1 啓発・広報活動の推進**

- ・社会における障がい者への正しい理解の定着を図るため、障害者週間や障害者雇用月間の機会をとらえて、広報において啓発を図っています。さらに、障害者週間に合わせ、啓発事業を実施しています。
- ・障がい者が地域で暮らしていくには、市民の障がい者に対する正しい理解やサポートも大切ですが、制度としてのさまざまな福祉サービスをはじめ、生活に関わる情報の確保が必要です。
- ・平成25年6月に成立した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が、平成28年4月から施行されます。この法律では、障がいのある人とない人が平等の機会を得られるよう、差別の解消に向けて、禁止事項や問題解決の仕組みを定めており、この差別の解消と合理的配慮等について啓発が必要です。

### **①障害者週間等の啓発事業**

障がい者について正しい理解を促すため、障害者週間などの機会を利用し、広報を通じてPRし、併せて啓発事業の充実を図ります。

- 障がい者絵画展
- 障害者雇用月間ポスターの掲示
- 総合福祉作品展

### **②障害者年金等の所得保障制度のPR**

障害者年金等各種の所得保障制度及び「心身障害者扶養共済制度」（県事業）の周知を強化します。

### **③差別の解消と合理的配慮のPR**

差別の解消と合理的配慮については、市の広報・ホームページ等で周知し、啓発に努めます。

## **第2 ボランティアの人材確保と活動への参加促進**

- ・障がい者に対する理解不足などを解消するため、ボランティア活動を通して、障がい者と関わる機会を設けて、障がい及び障がい者への理解促進を図っていきます。

### **①交流促進事業、ボランティア養成事業及びボランティア活動推進校事業**

誰もが気軽に参加できる交流事業や、関係団体と連携したボランティア養成事業や各種講座事業、各地区における障がい者等の生活支援事業、ボランティア活動推進校事業の充実を図ります。

- 愛の広場レクリエーションの集い
- 津軽地区身体障害者スポーツ大会
- ボランティア講座
- 小学生福祉体験学習
- 高校生ワークショップ

### **②知的障害者ボランティア活動支援事業**

障がい者自らが、市民との交流を試みるボランティア活動を支援します。

### **③ボランティア活動の活性化**

ボランティア活動を活性化するため、その拠点となる「弘前市社会福祉協議会ボランティアセンター」と「弘前市ボランティア支援センター」との連携強化を図ります。

- 弘前市ボランティア支援センター運営事業
- 弘前市社会福祉協議会ボランティアセンター運営事業

### **第3 障がい者の差別の解消及び権利擁護の推進**

- ・平成28年4月の障害者差別解消法の円滑な施行に向け、同法に規定される基本方針、対応要領及び対応指針を計画的に策定するとともに、法の趣旨・目的等に関する効果的な広報・啓発活動、相談・紛争解決体制の整備、障害者差別解消支援地域協議会（仮称）の組織の促進等に取り組みます。また、同法の施行後において、同法に規定される基本方針に基づき、同法の適切な運用及び障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。
- ・障がい者が社会参加をしたり、各種障害福祉サービスを利用する時には、意思決定等において本人の権利が尊重されなければなりません。また、日常生活においても、障がい者の権利擁護を推進し、安心して社会参加ができる環境づくりを進め、障害福祉サービス等に関する苦情相談体制を整える必要があります。
- ・判断能力が不十分な人に対して、成年後見制度など、障がい者の権利を擁護する体制について利用の促進を図ります。

#### **①差別の解消と合理的配慮**

平成28年4月から障害者差別解消法が施行されることに関して、市の職員対応要領の作成や、相談体制の整備、地域協議会（仮称）の設置等について進めていきます。

#### **②成年後見制度**

判断能力が不十分な知的障がい者や精神障がい者等を法的に支援する「成年後見制度」の利用促進のため、制度の周知を図ります。

併せて、成年後見人等の需要の増大に対応するため、市民後見人の育成を進めます。

#### **③日常生活自立支援事業**

福祉サービスの代理契約や金銭管理などで、障がい者の地域生活をサポートする「日常生活自立支援事業」の利用促進を支援します。

#### **④人権擁護委員による市民相談事業及びふれあい相談所**

障がい者の人権を尊重する市民の意識啓発に努めるとともに、人権擁護委員や各種障がい者相談員などによる相談事業を支援します。

#### **⑤障がい者虐待防止センターを核とした体制づくり**

平成24年10月に設置した、障がい者虐待対応の窓口となる「障がい者虐待防止センター」を核とし、関係機関等と緊密に連携した体制を構築し、障がい者に対する虐待に関する早期相談、防止に努めます。

## **第4 情報バリアフリー化の推進**

- ・障がい者の情報力向上を図るために施策を進め、多様なコミュニケーション手段の確保等を推進する必要があります。
- ・障がいのあるなしや障がいの程度に関わらず、すべての方に情報が行き届くよう、字幕や点字広報の制作や、点字図書や録音図書等の普及、インターネットの利活用などアクセシビリティ<sup>1</sup>の拡大に配慮する必要があります。
- ・公共機関においては、手話通訳のできる職員を窓口に配置するなど、障がい者が安心して暮らせるよう、職場及び市民の理解促進を図る必要があります。

### **①パソコン教室**

障がい者の社会参加の促進を図るために、障がい者向けに情報通信技術に関する基礎的技能講習を開催するなどして、障がい者がパソコン等の情報通信技術（ＩＣＴ）を活用し、地域で暮らしていくために必要な情報を取得できるようにします。

また、市のホームページ・ラジオ等を活用して、情報バリアフリー化を推進します。

### **②点字広報等作成事業**

視覚障がい者や視力の弱くなった高齢者等を対象に、市からの通知文等の点字化・音声コード化の普及に努めます。

### **③点字図書等の貸出し**

点字図書、録音図書（カセット・CD等）を図書館で貸出します。

### **④点訳・朗読・手話奉仕員等の養成**

点字図書や録音図書の普及、市の広報や情報誌、通知物等に係わる点字化、点訳・朗読・手話奉仕員等の養成を図ります。

### **⑤意思疎通支援事業**

手話通訳のできる職員を窓口に配置するほか、手話通訳者・要約筆記者を派遣し、意思疎通を図ることに支障のある障がい者の日常生活上の意思疎通支援の充実を図ります。

---

<sup>1</sup> アクセシビリティ：高齢者・障がい者を含む誰もが、さまざまな製品や建物やサービスなどを支障なく利用できるか、あるいはその度合いを示す言葉。



## 第7節 スポーツ・文化活動への参加促進

### 現状と課題

- ・障がい者がスポーツ大会や文化活動等の社会活動に参加するなど、充実した生活を送ることができる社会環境が求められています。

平成23年に制定された「スポーツ基本法」において、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うよう、障がいの種類及び程度に応じ、必要な配慮をしつつ推進するという基本理念が定めされました。

・スポーツ活動については、障がいのある人も障がいのない人も同様に、健康の保持増進や体力の向上、生きがいづくりに大きな効果があるので、障がい者がスポーツに気軽に参加できるよう、市内体育施設のバリアフリー化を大規模改修とあわせて実施しています。また、障がい者の体育施設の利用促進を図るため、障がい者が市内体育施設を共用で利用する場合には無料となっています。

・障がい者のスポーツ活動は、特定の人、その場限りといった形態がほとんどで、活性化に乏しいのが現状です。障がい者にスポーツを指導するスポーツ指導員や、活動を支えるボランティアの育成が課題となっています。

・心豊かに充実した人生を送るため、生涯学習や余暇活動の一環として、レクリエーションや文化活動に対する関心が高まっています。これらの活動は、自らの能力開発と生きがいの発見に大きく寄与するものであり、障がいのある人も障がいのない人も同様に、参加することが求められています。

### 障がい者の声

- ・体を動かすための機器の設置やリハビリ運動、体幹トレーニングの指導サービス、余暇を充実させるための各種支援サービスを望む声が多くなっています。

### 7 スポーツ・文化活動への参加促進

#### 第1 スポーツ活動の充実

- ① 市立体育施設のバリアフリー化の推進と無料化の継続
- ② スポーツ指導員及びボランティアの育成
- ③ 各種障がい者スポーツ大会への支援

#### 第2 レクリエーション・文化活動への参加促進

- ① 交流促進事業
- ② 障害者週間等の啓発事業
- ③ 市立社会教育施設等の無料化の継続

## 第1 スポーツ活動の充実

- ・障がい者のスポーツ活動を充実させるため、施設的な面から利用料、機会の創出など環境整備を継続します。

### ①市立体育施設のバリアフリー化の推進と無料化の継続

障がい者が、身近な体育施設で気軽にスポーツが楽しめるように、施設のバリアフリー化について、引き続き施設の大規模改修とあわせて実施を検討し、障がい者が市内体育施設を利用する場合の無料化を継続します。

### ②スポーツ指導員及びボランティアの育成の継続

障がいの特性に応じて適切に指導ができるよう障がい者スポーツの指導員の育成や、障がい者スポーツへのボランティア活動を引き続き支援します。

### ③各種障がい者スポーツ大会への支援

障がい者スポーツの振興を図るため、障がい者対象のスポーツ大会を引き続き支援します。

- 津軽地区身体障害者スポーツ大会
- 青森県障害者スポーツ大会
- 全国障害者スポーツ大会
- 弘前市スポーツ賞の授与

## 第2 レクリエーション、文化活動への参加促進

- ・障がい者の文化活動の発表、展示会等を開催し、広く市民が文化活動に親しめる機会を提供するなど、障がい者の創作意欲や障がい者が気兼ねなく文化活動に参加できる機会の拡充を図ります。

### ①交流促進事業

毎年多くの市民がボランティアとして参加・協力し、さまざまな活動に取り組んでいます。

- 愛の広場レクリエーション
- 津軽地区身体障害者スポーツ大会

### ②障害者週間等の啓発事業

障がい者が参加しやすいレクリエーションや文化活動を支援し、発表の機会の充実を図ります。

- 障がい者絵画展
- 障害者雇用月間ポスターの掲示
- 総合福祉作品展

### ③市立社会教育施設等の無料化の継続

障がい者がレクリエーションや文化活動等に参加しやすいよう、市の社会教育施設の無料化を継続します。

# 第3章 施策・事業集



## 弘前市障がい者計画 施策・事業シート

### 第1節 保健・医療の充実

※1 継続…平成29年度末まで、現在の施策の現状等が継続されると見込まれる施策。

※2 充実…平成29年度末までに組織・機能の充実及び事業内容の見直し等に伴い、平成26年度末現在の施策の現状等より内容の向上が見込まれる施策。

※3 強化…平成29年度末での見込みの数値等が施策の強化により平成26年度末現在の施策の現況等の実績より増加の計画目標とする施策。

#### 第1 障がいの予防

##### ■主な施策・事業

施策・事業名	施策の目標等		主管
	後期の状況 (平成26年度実績)	計画目標	
	平成29年度		
① 市民の健康づくり意識の高揚	○ 「市民の健康まつり」 年1回開催	継続	健康づくり推進課
② 疾病予防の健康診査	受診率 ○ 特定健康診査 27.9% ○ 脊密度検診 40歳から70歳まで5歳ごとの女性を対象に実施 400件 ○ がん検診 指定医療機関、総合検診車による巡回検診 延べ65,465件 胃がん健診 16.3% 肺がん検診 10.6% 大腸がん検診 27.6% 子宮がん検診 34.5% 乳がん検診 25.7% 女性の健康診査 2.0% 前立腺がん検診 22.6%	充実 60% 充実 各種がん検診等の受診率向上 21.5% 15.0% 26.1% 34.7% 29.6% 継続 18.1%	国保年金課 健康づくり推進課
③ 生活習慣改善指導及び介護予防事業	○ 特定保健指導 ○ 早期介入保健指導 ○ 重症化防止保健指導 ○ 健康増進健康教育 ○ 健康増進健康相談 ○ 健康増進訪問指導（がん検診事後・健診事後を含む） ○ 介護一次予防事業	充実	健康づくり推進課

#### 第2 早期発見、療育体制の充実

##### ■主な施策・事業

施策・事業名	施策の目標等		主管
	後期の状況 (平成26年度実績)	計画目標	
	平成29年度		
① 母子保健施策の充実	○ 訪問・相談支援 5,923件 ○ 妊娠・出産・子育て支援事業 2,252件 ○ 子育て情報の提供 1,244件 ○ 妊婦委託健康診査 23,794件 ○ 乳児一般健康診査 2,020件 ○ 4か月児健康診査 1,224件 ○ 7か月児健康診査 1,229件 ○ 1歳6か月児健康診査 1,156件 ○ 3歳児健康診査 1,128件 ○ 5歳児発達健康診査 61件（前期） ○ 予防接種 医療機関での個別接種	充実 充実 充実 充実 充実 充実 充実 充実 充実 充実	健康づくり推進課
② 乳幼児健康診査後の支援体制の充実	○ 発達障がいに関する相談、支援体制の整備 ○ 療育支援事業 幼児こどもの教室 親子遊ゆう教室 発達相談	事業の実施 充実	福祉政策課 教育センター 健康づくり推進課 健康づくり推進課

### 第3 医療・リハビリテーションの充実

#### ■主な施策・事業

施策・事業名	施策の目標等		主管
	後期の状況 (平成26年度実績)	計画目標	
		平成29年度	
① 在宅患者訪問歯科診療事業	往診回数 延べ2,395回	継続	介護福祉課
② 障害者自立支援医療事業及び重度心身障害者医療費助成制度	障害者自立支援医療事業  更生医療 648人 育成医療 99人 精神通院医療 2,224人  重度心身障害者医療費助成  重度心身障がい者 2,126人 重度知的障がい者 462人 重度精神障がい者 383人 (H27.3.31現在)	継続  充実 充実 充実	福祉政策課
③ 精神科救急医療システム事業 (県事業)	○ 夜間・休日救急当番病院 4病院	継続	弘前保健所 福祉政策課
④ 身体障害者福祉センター	○ 歩行訓練事業(週2回) 1,074人 ○ 絵画切絵講習会(週1回) 100人 ○ 書道講習会(週2回) 645人 ○ 手芸講習会(週2回) 96人 ○ 園芸活動(週1回4か月間) -	充実	福祉政策課

### 第4 精神保健福祉施策の充実

#### ■主な施策・事業

施策・事業名	施策の目標等		主管
	後期の状況 (平成26年度実績)	計画目標	
		平成29年度	
① 心の健康づくり事業	<28年度計画>  ○ こころの健康相談 年12回 ○ ゲートキーパー養成講座 年50回 ○ 普及啓発 ・ 心の健康づくりパンフレット配布	継続	健康づくり推進課

## 弘前市障がい者計画 施策・事業シート

## 第2節 福祉サービスの充実

※1 継続…平成29年度末まで、現在の施策の現状等が継続されると見込まれる施策。

※2 充実…平成29年度末までに組織・機能の充実及び事業内容の見直し等に伴い、平成26年度末現在の施策の現状等より内容の向上が見込まれる施策。

※3 強化…平成29年度末での見込みの数値等が施策の強化により平成26年度末現在の施策の現況等の実績より増加の計画目標とする施策。

## 第1 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

## ■主な施策・事業

施策・事業名	後期の状況 (平成26年度実績)	施策の目標等		主管																																					
		計画目標																																							
		平成29年度																																							
① 相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者生活支援センター           <ul style="list-style-type: none"> <li>• 障がい別件数               <table> <tr><td>身体</td><td>1,304件</td></tr> <tr><td>知的</td><td>558件</td></tr> <tr><td>精神</td><td>297件</td></tr> <tr><td>その他</td><td>293件</td></tr> </table> </li> <li>• 相談内容別件数               <table> <tr><td>生活関係</td><td>265件</td></tr> <tr><td>福祉サービス利用</td><td>941件</td></tr> <tr><td>障がい理解・人間関係</td><td>567件</td></tr> <tr><td>健康・療育上の問題</td><td>829件</td></tr> <tr><td>ピアカウンセリング</td><td>86件</td></tr> <tr><td>その他</td><td>2,961件</td></tr> </table> </li> </ul> </li> <li>○相談支援事業委託事業所           <ul style="list-style-type: none"> <li>• 委託事業所 5か所</li> <li>• 障がい別件数               <table> <tr><td>身体</td><td>274件</td></tr> <tr><td>知的</td><td>1,131件</td></tr> <tr><td>精神</td><td>2,260件</td></tr> <tr><td>その他</td><td>161件</td></tr> </table> </li> <li>• 相談内容別件数               <table> <tr><td>生活関係</td><td>1,616件</td></tr> <tr><td>福祉サービス利用</td><td>5,555件</td></tr> <tr><td>障がい理解・人間関係</td><td>1,022件</td></tr> <tr><td>健康・療育上の問題</td><td>1,845件</td></tr> <tr><td>その他</td><td>18,127件</td></tr> </table> </li> </ul> </li> <li>○身体障がい者・知的障がい者相談員事業           <ul style="list-style-type: none"> <li>• 身体障がい者相談員 23名</li> <li>• 知的障がい者相談員 5名</li> </ul> </li> </ul>	身体	1,304件	知的	558件	精神	297件	その他	293件	生活関係	265件	福祉サービス利用	941件	障がい理解・人間関係	567件	健康・療育上の問題	829件	ピアカウンセリング	86件	その他	2,961件	身体	274件	知的	1,131件	精神	2,260件	その他	161件	生活関係	1,616件	福祉サービス利用	5,555件	障がい理解・人間関係	1,022件	健康・療育上の問題	1,845件	その他	18,127件	継続	福祉政策課
身体	1,304件																																								
知的	558件																																								
精神	297件																																								
その他	293件																																								
生活関係	265件																																								
福祉サービス利用	941件																																								
障がい理解・人間関係	567件																																								
健康・療育上の問題	829件																																								
ピアカウンセリング	86件																																								
その他	2,961件																																								
身体	274件																																								
知的	1,131件																																								
精神	2,260件																																								
その他	161件																																								
生活関係	1,616件																																								
福祉サービス利用	5,555件																																								
障がい理解・人間関係	1,022件																																								
健康・療育上の問題	1,845件																																								
その他	18,127件																																								
② 地域自立支援協議会相談支援専門部会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 年12回開催（うち6回は事例検討会）</li> <li>• 委員4名+オブザーバー2名</li> </ul>	充実	福祉政策課																																						

## 第2 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実現

### ■主な施策・事業

施策・事業名	施策の目標等		主管
	後期の状況 (平成26年度実績)	計画目標	
		平成29年度	
① 障害福祉サービスの提供体制の充実	<p><b>【訪問系サービス】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>居宅介護 6,253時間</li> <li>重度訪問介護 753時間</li> <li>行動援護 60時間</li> <li>重度障害者包括支援 0時間</li> <li>同行援護 192時間</li> </ul> <p><b>【日中活動系サービス】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活介護 9,399日</li> <li>自立訓練（宿泊型） 769日</li> <li>自立訓練（機能訓練） 0日</li> <li>自立訓練（生活訓練） 669日</li> <li>就労移行支援 620日</li> <li>就労継続支援（A型） 1,309日</li> <li>就労継続支援（B型） 4,482日</li> <li>療養介護 23人</li> <li>短期入所 510日</li> </ul> <p><b>【居住系サービス】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>共同生活援助（グループホーム） 163人</li> <li>施設入所支援 259人</li> </ul> <p><b>【相談支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画相談支援 172人</li> <li>障害児相談支援 41人</li> <li>地域相談支援（地域移行支援） 1人</li> <li>地域相談支援（地域定着支援） 6人</li> </ul> <p><b>【障がい児支援】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童発達支援 36人</li> <li>医療型児童発達支援 実績なし</li> <li>放課後等デイサービス 2,726日</li> <li>保育所等訪問支援 13日</li> </ul>	8,126時間 7,066時間 250時間 10,104日 827日 0日 870日 1,070日 1,898日 4,885日 25人 663日 223人 247人 224人 59人 6人 15人 47人 0人 4,362日 24日	福祉政策課

施策・事業名	施策の目標等		主管 平成29年度	
	後期の状況 (平成26年度実績)			
		平成29年度		
② 地域生活支援事業の効果的な提供	<p><b>【相談支援事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者相談支援事業 6事業所</li> <li>地域自立支援協議会（直営） 1協議会</li> <li>市町村相談支援機能強化事業 6事業者</li> <li>住宅入居等支援事業 6事業所</li> </ul> <p><b>【意思疎通支援事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>手話通訳者派遣事業 65人</li> <li>要約筆記者派遣事業 25人</li> </ul> <p><b>【日常生活支援用具給付等事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>介護訓練支援用具 年間利用件数 26件</li> <li>自立生活支援用具 21件</li> <li>在宅療育等支援用具 65件</li> <li>情報・意思疎通支援用具 70件</li> <li>排泄管理支援用具 3,020件</li> <li>住宅改修費 18件</li> </ul> <p><b>【移動支援事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者数 1,524件</li> <li>延べ利用時間数 7,446時間</li> </ul> <p><b>【地域活動支援センター機能強化事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所数           <ul style="list-style-type: none"> <li>地域活動支援センターⅠ型 3か所</li> <li>地域活動支援センターⅡ型 1か所</li> <li>地域活動支援センターⅢ型 1か所</li> </ul> </li> <li>延利用者数           <ul style="list-style-type: none"> <li>地域活動支援センターⅠ型 年間利用者数 2,384人</li> <li>地域活動支援センターⅡ型 333人</li> <li>地域活動支援センターⅢ型 156人</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【福祉ホーム事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所数 1か所</li> <li>利用者数 120人</li> </ul> <p><b>【訪問入浴サービス事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所数 4か所</li> <li>利用者数 60人</li> </ul> <p><b>【更生訓練費給付事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者数 0人</li> </ul> <p><b>【知的障害者職親委託制度】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所数 1か所</li> <li>利用者数 12人</li> </ul> <p><b>【生活支援事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生活訓練等事業 2,628人</li> </ul> <p><b>【日中一時支援事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者数 165人</li> <li>延べ利用者数 12,474人</li> </ul> <p><b>【社会参加促進事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 1件</li> <li>点字・声の広報等発行事業 1件</li> <li>奉仕員等養成事業 1件</li> <li>自動車運転免許取得・改造助成事業 10件（平成25年度）</li> </ul> <p><b>【成年後見制度利用支援事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実利用者数 2人</li> </ul> <p><b>【手話奉仕員養成研修事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実養成講習修了者数（登録者数） 新規事業 50人</li> </ul>	増減なし	福祉政策課	
③ 難病等の方々の障害福祉サービス等の利用	上記①②に含まれる			

### 第3 障がい者の生活を地域全体で支えるシステムの実現

#### ■主な施策・事業

施策・事業名	施策の目標等		主管
	後期の状況 (平成26年度実績)	計画目標	
		平成29年度	
① 障がい者の地域生活移行支援	○ 身体障害者支援施設 (入所) ・ 施設数 ・ 定員	2か所 80名	待機者の解消に努めるとともに地域移行促進のため入所者の1割削減を目指す  福祉政策課
	○ 知的障害児・者更生施設 ・ 施設数 ・ 定員	4か所 220名	待機者の解消に努めるとともに地域移行促進のため入所者の1割削減を目指す  福祉政策課
	○ 児童施設 ・ 施設名 弥生学園 ・ 定員(児童) ・ 入所児童数 障がい児 障がい者	60名 33名 障がい児 12名 障がい者 21名	児童福祉法改正による新入所施設へ移行  子育て支援課
	○ グループホーム ・ 施設数 34か所、利用者数 190名		充実  福祉政策課
	○ 福祉ホーム(精神障がい者) ・ 施設数(福祉ホームA型) 1か所、利用者数 10名		充実  福祉政策課
	○ 身体障がい者・知的障がい者相談員事業 ・ 身体障がい者相談員 ・ 知的障がい者相談員	23名 5名	継続  福祉政策課
	○ 自立訓練(生活訓練) ・ 支給決定者数 59名、利用者数 43名		継続  福祉政策課
	建物が老朽・狭隘化 ・ 小規模修繕	0件	・ 全面改築を引き続き検討 ・ 基点施設としての機能充実  福祉政策課
② 身体障害者福祉センターの機能充実	保健、医療、福祉各分野において、下記の会議が設置され、運営している。  ・ 弘前市民健康推進協議会(健康づくり) ・ ほのぼのコミュニティ21推進事業(介護福祉課) ・ 弘前市地域包括支援センター支援連携会議(介護福祉課) ・ 要保護児童対策協議会(子育て支援課) ・ 弘前市地域自立支援協議会(福祉政策課)		今後、現在設置済みの左記各種会議がサブシステムとして、それぞれがネットワークを形成し「保健・医療・福祉包括ケアシステム」として構築、連携していくことをを目指したい。  福祉政策課 健康づくり推進課 子育て支援課 介護福祉課
③ 保健・医療・福祉包括ケアシステムの構築			

#### 第4 障がい児支援の提供体制の確保

##### ■主な施策・事業

施策・事業名	施策の目標等		主管
	後期の状況 (平成26年度実績)	計画目標	
		平成29年度	
① 子どもと保護者の支援体制の整備	○ 5歳児発達健診後の保護者支援の充実	実施	健康づくり推進課
	○ 保育士等を対象とした研修の実施	実施	子育て支援課
	○ 子どものこころの発達研究センター発達外来の実施	実施	福祉政策課
	○ ペアレントトレーニングの実施	実施	福祉政策課
	○ 障がい児相談支援事業の充実	実施	福祉政策課
② 地域自立支援協議会こども専門部会の充実	• 年3回開催 • 委員5名 • 作業チーム5名	充実	福祉政策課
③ 児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の整備	○ 児童発達支援センター機能強化事業（障がい児支援体制整備事業）の実施	実施	福祉政策課
	○ 巡回支援専門員整備事業の実施	実施	
	○ 放課後等デイサービス事業の充実	充実	
	○ 児童発達支援事業の推進	推進	
	○ 保育所等訪問支援事業の推進	推進	

- 弘前市障がい者計画 施策・事業シート 第3節 教育の充実**
- ※1 継続…平成29年度末まで、現在の施策の現状等が継続されると見込まれる施策。
- ※2 充実…平成29年度末までに組織・機能の充実及び事業内容の見直し等に伴い、平成26年度末現在の施策の現状等より内容の向上が見込まれる施策。
- ※3 強化…平成29年度末での見込みの数値等が施策の強化により平成26年度末現在の施策の現況等の実績より増加の計画目標とする施策。

### 第1 特別支援教育の充実

#### ■主な施策・事業

施策・事業名	施策の目標等		主管
	後期の状況 (平成26年度実績)	計画目標	
① 教職員の資質向上	・ 特別支援教育及び教育支援委員会委員・専門員研修会の実施	継続	教育センター
② 特別支援教育、 障がい児保育の充実	○ 市立幼稚園ことばの教室における幼児のことばの遅れ等に対する相談・指導 延べ1,712件	継続	教育センター
	○ 各保育所における障がい児の受け入れ 実施保育所 9か所 対象児童数 15人	継続	子育て支援課
③ 就学指導事業の充実	・ 就学相談の実施 270件 ・ 教育支援委員会による審議 年10回 ・ 就学指導の手引き発行	継続	教育センター
④ 小・中学校の特別支援教育の推進	・ 特別支援教育コーディネーター指名 ・ 校内支援委員会の設置 全校	継続	学校指導課 教育センター
⑤ 交流及び共同学習の推進	・ 障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちがふれ合い、共に活動する機会を積極的に設ける。		教育センター
⑥ 学校施設等の設備	・ 車いす対応トイレ等整備 18校 ・ 洋式トイレ設置 52校 ・ 階段手すり設置 21校 ・ 車いす階段昇降機配備 1校	・ 車いす対応トイレ、スロープ、階段手すり等を改築時に整備する。 ・ 既存教育施設については、必要に応じ整備する。	学校企画課
⑦ 障がい児の健全育成事業	・ 各児童館・児童センター及び放課後児童健全育成事業における障がい児の受け入れ  児童館 実施施設・人数 11か所 22人 放課後児童健全育成事業 4か所 5人	継続 ・ 必要に応じて、指導員の加配等受け入れ体制を整備する。	子育て支援課
⑧ 通学支援の充実	・ 特別支援学校への通学支援に加え、地域の特別支援学級等に通うための支援について検討する。		福祉政策課

## 第2 共生社会に向けた教育基盤の確立

### ■主な施策・事業

施策・事業名	施策の目標等		主管
	後期の状況 (平成26年度実績)	計画目標 平成29年度	
① インクルーシブ 教育システム構 築事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>小・中学校への合理的配慮協力員（学びの協力員）派遣事業 学びの協力員9名、派遣回数：延べ639回、派遣先：小・中学校26校</li> <li>小・中学校モデル校によるICTを活用した合理的配慮実践的研究事業 3つの中学校区で実施</li> </ul>	強化	学校教育改革室
② 特別支援教育支 援員配置事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>小・中学校へ24名配置</li> </ul>	強化 配置人員の 増員	学務健康課
③ 教育講演会	<ul style="list-style-type: none"> <li>今日的教育課題について専門的知識を有する講師による講演会の開催 実施時期・回数：10月 1回 実施場所：総合学習センター 参加者：132人</li> </ul>	継続	教育センター
④ 特別支援教育体 制推進事業 <平成28年度～>	<p>特別支援学級等授業訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援学級、通級指導教室訪問 実施時期・回数：7月～2月 34回 実施場所：小・中学校（34学級）</li> </ul>	市立小・中 学校全てで 「特別支援 教育コー ディネー ター訪問」 の実施（平 成27、28 年度）	教育センター

## 第3 社会教育の充実

### ■主な施策・事業

施策・事業名	施策の目標等		主管
	後期の状況 (平成26年度実績)	計画目標 平成29年度	
① ピュアフレンズ 支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>おおむね18歳以上の知的障がい者を持つ方（ピュアフレンズ）とその学習活動を補助するボランティア（ボランフレンズ）とを対象に実施年8回</li> </ul>	内容充実 側面支援 の維持	生涯学習課 (中央公民館)
② 点字図書等の貸 出し	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般図書貸出 1,113冊</li> <li>大活字本 45巻</li> <li>点字図書 8,117点</li> <li>CD・カセットブック</li> </ul>	継続	図書館
③ 市立社会教育施 設等の無料化の 継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>郷土文学館</li> <li>博物館</li> <li>鳴海要記念陶房館</li> <li>プラネタリウム</li> <li>天文台「銀河」</li> <li>藤田記念庭園</li> <li>弥生いこいの広場</li> <li>高長根レクリエーションの森ファミリースキー場等の有料施設で無料化実施中</li> </ul>	継続	<p>郷土文学館 博物館 博物館 生涯学習課（中央公民館） 観光政策課 公園緑地課 公園緑地課 公園緑地課</p>

## 弘前市障がい者計画 施策・事業シート

## 第4節 雇用・就労の促進

※1 継続…平成29年度末まで、現在の施策の現状等が継続されると見込まれる施策。

※2 充実…平成29年度末までに組織・機能の充実及び事業内容の見直し等に伴い、平成26年度末現在の施策の現状等より内容の向上が見込まれる施策。

※3 強化…平成29年度末での見込みの数値等が施策の強化により平成26年度末現在の施策の現況等の実績より増加の計画目標とする施策。

## 第1 雇用の促進

## ■主な施策・事業

施策・事業名	施策の目標等 後期の状況 (平成26年度実績)	計画目標		主管
		平成29年度		
① 障がい者雇用奨励金の交付	延べ人数 26人（実数21人）	継続	商工政策課	
② 法定雇用率未達成企業の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 弘前公共職業安定所管内の雇用率           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間企業（常時雇用労働者50人以上） 1.97%</li> <li>※法定雇用率（平成25年4月1日から） 2.00%</li> </ul> </li>   <li>○ 民間企業の法定雇用率達成状況           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象企業 154社</li> <li>・ 達成企業 70社（45.5%）</li> <li>・ 未達成企業 84社 (H26.6.1現在)</li> </ul> </li> </ul>	継続  50.0%	商工政策課 弘前公共職業安定所	

## 第2 障がい者の就労支援

### ■主な施策・事業

施策・事業名	施策の目標等		主管	
	後期の状況 (平成26年度実績)			
① 一般就労への支援	○ 津軽地域障害者就職面接会 • 希望者 124人 • 求人数 96人 • 当日内定者 2人	継続 周知の強化	商工政策課	
	○ 津軽障害者就業・生活支援センター • 就労・生活支援実績 6,111件	継続 周知の強化	商工政策課	
	○ 有職障がい者交通費助成制度 • 身体障がい者 13人 • 知的障がい者 80人 • 精神障がい者 5人 (延べ 377人)	継続	福祉政策課	
② 福祉的就労の支援	○ 自立訓練（機能訓練） 利用者数 1人 ○ 自立訓練（生活訓練） 利用者数 43人	維持	福祉政策課	
	○ 就労移行支援事業 事業所数 7か所	維持	福祉政策課	
	○ 就労継続支援事業 A型事業所数 11か所 B型事業所数 18か所	維持	福祉政策課	
③ 障がい者授産品販売促進事業	弘前市地域自立支援協議会就労支援専門部会で検討	市役所にアンテナショップの設置	福祉政策課	
④ 障がい者就労施設等からの優先調達の推進	クリーニング 427件 その他の役務 0件	充実	福祉政策課 法務契約課	
⑤ 地域自立支援協議会就労支援専門部会の充実	• 年3回開催 • 委員4名	充実 企業間等との連携体制の充実	福祉政策課	

## 弘前市障がい者計画 施策・事業シート

## 第5節 生活環境の整備

※1 継続…平成29年度末まで、現在の施策の現状等が継続されると見込まれる施策。

※2 充実…平成29年度末までに組織・機能の充実及び事業内容の見直し等に伴い、平成26年度末現在の施策の現状等より内容の向上が見込まれる施策。

※3 強化…平成29年度末での見込みの数値等が施策の強化により平成26年度末現在の施策の現況等の実績より増加の計画目標とする施策。

### 第1 公共空間等の整備

#### ■主な施策・事業

施策・事業名	施策の目標等		主管
	後期の状況 (平成26年度実績)	計画目標	
	平成29年度		
① バリアフリー新法と青森県福祉のまちづくり条例、やさしい街「ひろさき」づくり計画等に基づいた道路、建築物、公園等の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新築・既存公共建築物や民間の特定建築物のバリアフリー化誘導           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民間の特定建築物 562件</li> <li>・ 都市公園 88箇所</li> </ul> <p>(以上青森県福祉のまちづくり条例施行 H11年4月以降の実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歩道段差解消</li> <li>・ 消流雪溝</li> <li>・ 誘導ブロック設置</li> </ul> </li> </ul>	継続 法令等を遵守した整備	建築指導課 公園緑地課  建設政策課 道路維持課 都市政策課
② 外出支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 移動支援事業 市内外20事業所が登録し事業実施</li> <li>○ 福祉有償輸送 市内13事業所が登録し事業実施</li> </ul>	継続  継続	福祉政策課  介護福祉課

### 第2 住宅環境の整備

#### ■主な施策・事業

施策・事業名	施策の目標等		主管
	後期の状況 (平成26年度実績)	計画目標	
	平成29年度		
① バリアフリーに配慮した公営住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 車いす対応住宅 16戸</li> </ul>	継続 建替時に合わせて拡充を検討	財産管理課
② ウエルフェアテクノハウス弘前管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ウエルフェアテクノハウスでの見学・住宅改修相談・高齢者疑似体験           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 見学 21件</li> <li>・ 高齢者疑似体験 2件</li> </ul> </li> </ul>	継続	福祉政策課

### 第3 防犯・防災対策の充実

#### ■主な施策・事業

施策・事業名	施策の目標等		主管
	後期の状況 (平成26年度実績)	計画目標	
		平成29年度	
① 防犯活動の実施及び支援	○ 弘前地区春の安全・安心まちづくり推進大会	継続	弘前警察署 市民協働政策課
② 防災知識等普及・啓発活動及び災害時等要配慮者避難支援体制の整備	○ 防災啓発出前講座 ・ 実施回数 15回	継続	防災安全課 消防本部
	○ 総合防災訓練 ・ 参加者 600人	継続	
	○ 要配慮者登録台帳の作成 ・ 要配慮者数 440人 ・ 登録率 12.03% (災害時支援活動対象者3,658人に対して)	地域の避難支援体制の整備促進	
③ 緊急時における情報提供・通信体制の整備	○ 緊急通報装置システム 障がい者 6台	継続	介護福祉課
	○ ファクシミリによる福祉施設等との災害時情報交換	継続	福祉政策課
	○ コミュニティFMによる市民への災害情報を提供	継続	防災安全課
④ 防災ボランティアの育成・受入体制の整備	○ ボランティアコーディネーター研修 防災ボランティア参加者 1人 社協 0人	防災ボランティアの育成受入体制の整備検討	福祉政策課 社会福祉協議会
⑤ 福祉避難所の充実と指定避難所における福祉避難室の設置	○ 平成27年3月末現在 50法人93施設	福祉避難所協定締結施設の増加及び指定避難所における福祉避難室の設置	福祉政策課

## 弘前市障がい者計画 施策・事業シート

## 第6節 啓発・広報の充実

- ※1 継続…平成29年度末まで、現在の施策の現状等が継続されると見込まれる施策。
- ※2 充実…平成29年度末までに組織・機能の充実及び事業内容の見直し等に伴い、平成26年度末現在の施策の現状等より内容の向上が見込まれる施策。
- ※3 強化…平成29年度末での見込みの数値等が施策の強化により平成26年度末現在の施策の現況等の実績より増加の計画目標とする施策。

### 第1 啓発・広報活動の推進

#### ■主な施策・事業

施策・事業名	施策の目標等		主管	
	後期の状況 (平成26年度実績)			
① 障害者週間等の啓発事業	○ 障がい者絵画展	作品数 82点	継続 福祉政策課	
	○ 障害者雇用月間ポスターの掲示		継続 商工政策課	
	○ 総合福祉作品展 来場者 616名	作品数 900点	継続 社会福祉協議会 福祉政策課	
② 障害者年金等の所得保障制度のPR	○ 市広報紙によるPR		継続 国保年金課	
	○ ガイドブック作成・配布		継続 福祉政策課	
	○ 心身障害者扶養共済制度(県事業)の周知		継続 福祉政策課	
③ 差別の解消と合理的配慮のPR	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 (障害者差別解消法) 平成25年6月成立、平成28年4月施行		市広報紙・ ホームページ等による PR実施 福祉政策課	

### 第2 ボランティアの人材確保と活動への参加促進

#### ■主な施策・事業

施策・事業名	施策の目標等		主管	
	後期の状況 (平成26年度実績)			
① 交流促進事業、ボランティア養成事業及びボランティア活動推進校事業	○ 愛の広場レクリエーションの集い 参加者数 850名	継続	社会福祉協議会 福祉政策課	
	○ 津軽地区身体障害者スポーツ大会 参加者 16人			
	○ ボランティア講座 弘前雪かき道場 2日間述べ57名	継続		
② 知的障害者ボランティア活動支援事業	○ 小学生福祉体験学習 参加者 24名		福祉政策課	
	○ 高校生ワークショップ 参加者 29名 (障がい者等の介助体験2泊3日)			
	○ 指定推進校 小学校 10校、中学校 2校	充実		
③ ボランティア活動の活性化	○ 知的障がい者自らのボランティア活動への支援 実施回数 0回、参加者 0名	充実	福祉政策課	
	○ ボランティアフェスティバル 参加者 70人	継続	社会福祉協議会 福祉政策課	
	○ 弘前市ボランティア連絡協議会の育成、援助 参加団体 71団体	継続		
	【弘前市ボランティア支援センター運営事業】 ○ ボランティアに関する相談・情報提供コーディネート 相談件数 1,009件	継続		
	○ 情報誌・ホームページ等による情報発信 情報誌「ふくろう通心」 年5回 ホームページ等による情報発信 随時		市民協働政策課	
	○ 普及啓発・学習機会・ネットワークづくりの講座・イベントの実施 ほっと・ぼらんていあ 年5回 一日体験ボランティア 年4回 市民ボランティア交流まつり 年1回			
	【弘前市社会福祉協議会ボランティアセンター運営事業】 ○ 福祉ボランティアに関する相談対応・コーディネート 相談件数 0件	継続		
	○ 弘前さくらまつり車椅子応援隊事業 利用件数 介助 107件、貸出 1,284件		社会福祉協議会 福祉政策課	

### 第3 障がい者の差別の解消及び権利擁護の推進

#### ■主な施策・事業

施策・事業名	施策の目標等		主管
	後期の状況 (平成26年度実績)	計画目標	
		平成29年度	
① 差別の解消と合理的配慮	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 (障害者差別解消法) 平成25年6月成立、平成28年4月施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員対応要領の作成</li> <li>・事業者への指導</li> <li>・相談体制の整備</li> <li>・啓発活動</li> <li>・地域協議会(仮称)の設置の実施</li> </ul>	福祉政策課
② 成年後見制度	後見 47人登録	充実 市民後見人の育成	青森地方裁判所弘前支部 福祉政策課
③ 日常生活自立支援事業	○ 社会福祉協議会が実施 相談 982件、契約 4件(延べ43件)	継続	社会福祉協議会 福祉政策課
④ 人権擁護委員による市民相談事業及びふれあい相談所	○ 人権擁護委員による市民相談 相談者 15名 相談日：毎週金曜日、年2回の総合市民相談の開設	継続 事業の周知を図るため広報でPR	青森地方法務局弘前支部 市民協働政策課
	○ 市民の各種相談に対応 ・ 障がい者に関する相談 相談件数 16件	継続	社会福祉協議会 福祉政策課
⑤ 障がい者虐待防止センターを核とした体制づくり	・ 関係機関等との緊密な連携 ・ 障がい者虐待に関する相談、防止 ※平成24年10月1日設置	充実	福祉政策課

#### 第4 情報バリアフリー化の推進

##### ■主な施策・事業

施策・事業名	施策の目標等		主管
	後期の状況 (平成26年度実績)	計画目標	
		平成29年度	
① パソコン教室	・ 障害者生活支援センターで年24回（月2回）開催	継続	福祉政策課
② 点字広報等作成事業	○ カセット版市広報紙の発行 カセット・CD 377本 ○ カセット版福祉の樹の発行 CD 28本 ○ 福祉の樹点訳版発行 福祉の樹点訳版 40冊	充実 市の通知文 等の音声 コード化の 普及を継続	福祉政策課
	○ 点字版ゴミ収集冊子の発行 点字版ゴミ収集冊子 7冊	継続	環境管理課
	○ 公文書通知物の点字シール 重度医療、収納等の通知対象者数 13名	継続	福祉政策課
③ 点字図書等の貸出し	・ 一般図書貸出 ・ 大活字本 1,113冊 (弘前 1,113冊、岩木 0冊) ・ 点字図書 45巻 (弘前 45巻、岩木 0巻) ・ CD・カセットブック 8,117点 (弘前 8,117点、岩木 0点)	継続	図書館
④ 点訳・朗読・手話奉仕員等の養成	身体障害者福祉センターで講習会を実施 延べ 1,021人 実員 41人	継続	福祉政策課
⑤ 意思疎通支援事業	・ 手話通訳者派遣 派遣回数 71回 ・ 要約筆記者派遣 派遣回数 83回 ・ 窓口への手話通訳員設置	継続	福祉政策課

## 弘前市障がい者計画 施策・事業シート 第7節 スポーツ・文化活動への参加促進

※1 継続…平成29年度末まで、現在の施策の現状等が継続されると見込まれる施策。

※2 充実…平成29年度末までに組織・機能の充実及び事業内容の見直し等に伴い、平成26年度末現在の施策の現状等より内容の向上が見込まれる施策。

※3 強化…平成29年度末での見込みの数値等が施策の強化により平成26年度末現在の施策の現況等の実績より増加の計画目標とする施策。

### 第1 スポーツ活動の充実

#### ■主な施策・事業

施策・事業名	施策の目標等		主管
	後期の状況 (平成26年度実績)	計画目標	
		平成29年度	
① 市立体育施設のバリアフリー化の推進と無料化の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ そうまロマントピアスキー場スキーハウス</li> <li>・ 弘前B&amp;G海洋センター</li> <li>・ 市民体育館</li> <li>・ 金属町体育センター (H27.4.1現在未実施施設)</li> </ul>	継続 計画的に整備を継続	文化スポーツ振興課
② スポーツ指導員及びボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 初級障害者スポーツ指導員養成講習会（青森県身体障害者福祉センターねむのき会館主催）</li> <li>・ スポーツ指導員の参加（スポーツ指導員8人）</li> </ul>	継続 計画的に育成を継続	文化スポーツ振興課
③ 各種障がい者スポーツ大会への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 津軽地区身体障害者スポーツ大会 参加者 16人</li> <li>○ 青森県障害者スポーツ大会 参加者 162人</li> <li>○ 全国障害者スポーツ大会 参加者 3人</li> </ul>	継続	福祉政策課

### 第2 レクリエーション、文化活動への参加促進

#### ■主な施策・事業

施策・事業名	施策の目標等		主管
	後期の状況 (平成26年度実績)	計画目標	
		平成29年度	
① 交流促進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 愛の広場レクリエーションの集い 参加者数 850名</li> <li>○ 津軽地区身体障害者スポーツ大会 参加者 16人</li> </ul>	継続	社会福祉協議会 福祉政策課
② 障害者週間等の啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障がい者絵画展 作品数 82点</li> <li>○ 障害者雇用月間ポスターの掲示</li> <li>○ 総合福祉作品展 来場者 616名 作品数 900点</li> </ul>	継続	福祉政策課
	継続	商工政策課	
	継続	社会福祉協議会 福祉政策課	
③ 市立社会教育施設等の無料化の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郷土文学館</li> <li>・ 博物館</li> <li>・ 崎海要記念陶房館</li> <li>・ プラネタリウム</li> <li>・ 天文台「銀河」</li> <li>・ 藤田記念庭園</li> <li>・ 弥生いこいの広場</li> <li>・ 高長根レクリエーションの森ファミリースキー場等の有料施設で実施</li> </ul>	継続	郷土文学館 博物館 博物館 生涯学習課（中央公民館） 観光政策課 公園緑地課 公園緑地課 公園緑地課



# 參 考 資 料



## 弘前市障がい者計画策定経過

年 月 日	内 容
平成 27年 5月 22日	<p>平成27年度弘前市地域自立支援協議会        • 今年度、弘前市障がい者計画後期計画の最終年度であるため、平成28年度からの新計画が必要なことを説明。        地域自立支援協議会内に障がい者計画策定部会を設置。</p>
平成 27年 7月 15日	<p>弘前市障がい者計画後期計画における「主な施策・事業」の実施状況等にかかる府内調整</p>
平成 27年 8月 13日	<p>弘前市障がい者計画素案たたき台に関する府内意見調整</p>
平成 27年 8月 21日	<p>平成27年度弘前市地域自立支援協議会第1回障がい者計画策定部会        • 弘前市障がい者計画の策定について説明        • 意見聴取</p>
平成 27年 10月 23日	<p>平成27年度弘前市地域自立支援協議会第2回障がい者計画策定部会        • 弘前市障がい者計画素案（案）について説明        • 意見聴取</p>
平成 27年 12月 24日	<p>「弘前市障がい者計画」素案策定に係る府内説明会        • 府内25課室から担当者が出席、各所管事項に関する計画素案の最終確認を依頼。</p>
平成 27年 12月 25日 ～ 平成 28年 1月 8日	<p>弘前市障がい者計画素案（案）に関する府内意見調整</p>
平成 28年 1月 15日 ～ 平成 28年 1月 29日	<p>パブリックコメント</p>
平成 28年 2月 10日	<p>2月定例経営戦略会議        • 弘前市障がい者計画の説明・議論</p>
平成 28年 2月 17日	<p>平成27年度弘前市地域自立支援協議会第3回障がい者計画策定部会        • 弘前市障がい者計画（案）について説明        • 意見聴取</p>
平成 28年 3月 17日	<p>3月定例経営戦略会議        • 弘前市障がい者計画の決定</p>

## 弘前市地域自立支援協議会障がい者計画策定部会設置要綱

### (目的)

第1条 弘前市障がい者計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、幅の広い意見を計画に反映させるため、弘前市地域自立支援協議会内に障がい者計画策定部会（以下「部会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 計画の策定に関すること。

### (組織)

第3条 部会は、次に掲げる22名以内の委員をもって組織する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 企業関係者
- (6) 高齢者介護関係者
- (7) 障害者団体関係者
- (8) 権利擁護関係者
- (9) 学識経験者
- (10) 行政関係者
- (11) 公募による市民

2 委員の任期は、委嘱を受けた日から計画の策定が終了したときまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (部会長等)

第4条 部会に部会長を置き、委員の互選により定める。

2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

3 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代行する。

### (会議)

第5条 部会の会議は、必要に応じて部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 議長は、必要に応じて部会員以外の者を部会に出席させることができる。

### (事務局)

第6条 部会の事務局は、健康福祉部福祉政策課に置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年7月6日から施行する。  
(最初の部会の会議の招集)
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初に開催される部会の会議は、弘前市地域自立支援協議会会長が招集する。

弘前市地域自立支援協議会 障がい者計画策定部会名簿

No.	区分	所 属	役 職	氏 名	備考
1	相談支援事業者	弘前市指定相談支援事業所 障がい者生活支援センター「すみれ」	管理者	かわ むら かず よし 川 村 和 康	相談支援 専門部会長
2	障害福祉サービス 事業者	社会福祉法人 七峰会	理事長	おお だいら かず お 大 平 和 夫	就労支援 専門部会長
3		NPO法人 光の岬福祉研究会	代表理事	おお た まこと 太 田 真	こども 専門部会長
4	保健・医療関係者	弘前市医師会	会 長	た むら みづ お 田 村 瑞 穂	
5	教育関係者	弘前第一養護学校（知的）	校 長	うめ むら ひろ ゆき 梅 村 博 之	
6		弘前第二養護学校（身体）	校 長	のり た とも ひろ 乗 田 朋 宏	
7	企業関係者	(株)弘前ドライクリーニング工場	代表取締役	く ほ ひろ ゆき 久 保 弘 之	
8		弘果 弘前中央青果(株)	総務部長	おお なか みゆる 大 中 実	
9	高齢者介護関係者	特別養護老人ホーム「福寿園」	園 長	なが お はる お 長 尾 春 夫	
10	障害者団体関係者	弘前市身体障害者福祉連合会	会 長	やま うち きよ いち 山 内 清 一	
11		弘前地区心身障害児者父母の会連合会	理 事	おお たか よし あき 大 高 義 昭	
12		弘前保健所管内精神障害者家族会 いすみの会	理 事	かま だ かず こ 鎌 田 和 子	
13	権利擁護関係者	弘前市社会福祉協議会	会 長	しら とり みき と ○白 取 駿 人	
14	学識経験者	弘前学院大学社会福祉学部	講 師	たち ばな しげ き ◎立 花 茂 樹	
15	行政関係者	弘前公共職業安定所	所 長	おお くら とみ ぞう 大 倉 富 造	
16		中南地域県民局地域健康福祉部 福祉総室	次 長	ふく し さとる 福 士 聰	
17	公募による市民			たか や ゆう こ 高 谷 ゆう子	
18				おだ ぎり ゆ か 小 田 桐 由 香	

◎部会長 ○部会長職務代行者



弘前市障がい者計画（平成28年度～平成32年度）

発行：平成28年3月

弘前市（健康福祉部福祉政策課）

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1-1

TEL 0172-40-7036/FAX 0172-32-1166

E-mail fukushiseisaku@city.hirosaki.lg.jp

URL <http://www.city.hirosaki.aomori.jp/>